

令和6年第1回由利本荘市議会定例会（3月）会議録

令和6年3月8日（金曜日）

議事日程第4号

令和6年3月8日（金曜日）午前9時30分開議

第1．一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者
2番 小川 幾代 議員
4番 佐々木 隆一 議員
16番 吉田 朋子 議員

第2．提出議案に対する質疑

第3．追加提出議案の説明並びに質疑

議案第75号及び議案第76号 2件

第4．提出議案・陳情の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

出席議員（21人）

1番 阿部 十全	2番 小川 幾代	3番 佐藤 正人
4番 佐々木 隆一	5番 大友 孝徳	6番 松本 学
7番 佐藤 義之	8番 佐藤 健司	9番 小松 浩一
10番 泉谷 赳馬	11番 甫 仮貴子	12番 堀井 新太郎
14番 三浦 晃	15番 正木 修一	16番 吉田 朋子
17番 高橋 信雄	18番 伊藤 順男	19番 高橋 和子
20番 渡部 聖一	21番 三浦 秀雄	22番 長沼 久利

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長 湊 貴信	副市長 佐々木 司
副市長 三森 隆	教育長 秋山 正毅
企業管理者 三浦 守	総務部長 小川 裕之
企画振興部長 阿部 徹	市民生活部長 熊谷 信幸
健康福祉部長 小松 等	産業振興部長 齋藤 喜紀
建設部長 五十嵐 保	教育次長 木内 卓朗
企業局長 小番 竜太郎	消防長 佐藤 英樹
総務部危機管理監 渡部 友善	行政改革推進課長 小番 正明
税務課長 東海林 弘	総合政策課長 松坂 真
生活環境課長 佐々木 信幸	健康づくり課長 佐藤 尚子

福祉支援課長 遠藤 千代子
学校教育課長 倉田 和人

こども未来課長兼こどもプラザ館長 渡部 直子

議会事務局職員出席者

局長	鎌田 直人	次長	齋藤 剛
書記	村上 大輔	書記	松山 直也
書記	高野 周平		

午前 9時30分 開 議

○議長（長沼久利） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員は21名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程を配付のとおり定めましたが、これに、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

それでは、本日の議事に入ります。

○議長（長沼久利） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

なお、毎回お願いですが、質問者の皆様は、答弁に対する再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げて、簡潔な発言に配慮していただきたいと思っております。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

初めに、2番小川幾代さんの発言を許します。2番小川幾代さん。

【2番（小川幾代議員）登壇】

○2番（小川幾代） おはようございます。会派立憲民主党の小川幾代です。

本日3月8日は国際女性デー、去年の今日も一般質問をさせていただき、3月8日に運命を感じております。国際女性デーにちなみ、市民の声を届ける議員の仕事に性別は関係ないと考えますが、選挙に立候補する際、男性女性問わず家族から引き止められるといった声を聞きます。

特に女性でいうと、家庭との両立ができないと考える家族だけでなく、当事者本人も考えていることはあり、根底には、炊事、育児、介護は誰がするのかといった女性がケア労働を任せられていることであったり、政治は男性がするものといった性別役割分業意識があること、そしてプライバシーの問題があると、私は考えます。

女性だから何を言ってもいいと、無言電話や嫌がらせ電話などの女性軽視、〇〇したら投票しないぞといった票ハラスメントも聞きます。

また、男性に比べ女性は、団体や協議会など公共性の高い役職に属しておらず、知名度の低さ、男女賃金格差による選挙資金面での差など、超えなければならない壁が多いのも事実です。

国際女性デーである今日だからこそ、無意識の思い込みや刷り込み、性別による格差

を見直す日であってほしいなと心から望み、一般質問に入ります。

大項目 1、孤立する子育て解消のために、中項目（1）医療的ケア児を受け入れるための現在の課題と取組状況は。

私の下に、今年の 4 月から職場復帰したいのだけれど、医療的ケア児の受入先の保育園が見つからず困っているとの声が届きました。

2021 年 9 月 18 日、医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケアを必要とする児童とその家族に対する支援をこの法律は目的としています。

そして、本市には、由利本荘市第 2 期障がい児福祉計画が 2021 年 3 月に策定されています。こちらによると、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築を推進するため、各分野の支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる相談支援専門員等によるコーディネーターの養成及び確保を推進するとあります。

現在、コーディネーターの配置の現状と今後の予定はどうなっているのでしょうか。また、配置における課題は何でしょうか。

今、保育園に入れず困っている保護者がいて、法律もある。しかし、保護者の働きたい気持ちがかねえられていない。それは、保育園側では看護師の求人を出しても、病院勤務の看護師給与よりも目減りするため応募が来ないといった、看護師確保の困難さが上げられていました。常勤の看護師の配置が困難な場合、地域の医療機関との連携や看護師派遣の仕組みづくりなど考えられますが、この現状の課題は何で、どのような支援が必要と考え、現在どのような取組をされているのか、当局のお考えを伺います。

今般ガイドラインを作成したということです。ガイドラインにより、施設や保護者の指針が示され、例えば、医師の意見書提出は、当該児童の状態に沿った支援を行うことと認識しています。ガイドラインは指針であり、当該児童の状態に応じて看護師配置を含めた支援をすると考えますが、当局のお考えを伺います。

続きまして、大項目 1、中項目（2）産後ケア事業と家事支援サービス事業の利用状況と対象者の拡大は。

子育て中の母親の切実な声が届きました。私以外のママはちゃんとできている。口にすべきではないと思いながら打ち明けてくれた方がいました。出産前後のホルモンバランス、体力の回復、思うようにならない体と心、そして命ある子供を育てる責任が感じられました。

愛知県では三つ子を育てる母親が次男を床にたたきつけ死亡させた事件、群馬県では心中する目的で 2 人の子供と車の中で練炭に火をつけた事件もありました。

いずれも誰にも頼ることができず、行政ともつながれず、孤立した子育てが原因であったとされています。こういった事件を背景に、母子保健法の改正により、令和元年度から産後ケア事業が市町村の努力義務となり、本市でも令和 3 年度実施されています。

産後ケア事業は、退院直後の母子に対しての心身のケアや育児サポート等を行いとあり、その期間が 1 年とされています。また、家事支援サービス事業もありますが、こちらは妊娠期からおおむね生後 3 か月となっております。

そこで、令和 3 年度、令和 4 年度の実績と令和 5 年度の利用状況はどのような推移になっているのでしょうか。

また、子供が1人を想定していると充実した内容と思うのですが、双子などの多胎、年子、多産、医療的ケア児などを想定すると、保育園での受入れがかなわなかったときにこれら事業の期間は短いように感じますが、これまで実施された中で利用された方の反応などから、これから取り組まれる予定について、対象者の拡大や利用回数の増大など展望をお伺いいたします。

大項目2、放課後等デイサービスの利用者への金銭的補助を。

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とした放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブがあります。対象者は、市内に在住する小学校に就学している児童、保護者の労働や健康上の理由により家にいないことや、いても健全な育成ができる環境にないことが要件にあります。利用料金は、授業のある日、1回200円で、生活保護世帯は免除、授業のない日は1回500円、独り親家庭は200円となります。1月の利用料の合計が5,000円を超えるときは、利用料が5,000円となります。

一方、放課後等デイサービスは、同じ児童福祉法により平成24年より始まった制度ですが、学校通学中の障害児に対して放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進する。対象は、幼稚園、大学を除く、学校教育法に規定する学校に就学している障害児とし、引き続き放課後等デイサービスを受けなければ、その福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能となります。

放課後児童クラブとの違いは幾つかありますが、大きくは、働く保護者の目線ではなく、障害児童の自立であること、そして料金の違いなどがあります。放課後等デイサービスの料金は、3つに分類されます。1つ、生活保護受給世帯、非課税世帯は免除。2つ、課税世帯のうち所得割が28万円未満の場合は4,600円が負担上限額。3つ目、所得割が28万円以上の場合は3万7,200円が負担上限となります。あくまで上限額であり、通った回数によって金額が変わります。月3万円の教育費と考えると、家庭には大きな負担であります。ある家族は、この上限額を考え、通う回数を決めています。放課後児童クラブには所得割などの制限はないため、不公平感が否めません。

子供の学びや遊び、健全育成といった趣旨を考えると、家庭の経済状況によって放課後等デイサービスに通うことができない場合、子供たちの居場所はどうなるのでしょうか。保護者が安心して働くことができる現状なのでしょうか。所得割28万円以上の世帯の上限を市独自で金銭補助を行い、課税世帯枠とし、一律上限4,600円にしているかかと考えますが、当局のお考えを伺います。

大項目3、不妊治療費等に対する助成の1年以上の居住要件の見直しを。

職場の転勤で本市に定住した方から、不妊治療を行い市役所に支援を確認したところ、由利本荘市に1年以上居住していることが要件にあり、対象から外れたとの話を聞きました。

1年以上の居住要件を設けていない隣接する市町村は、秋田市、湯沢市、大仙市、距離は少し離れますが、東成瀬村は居住要件を設けておりません。

令和3年度、令和4年度の一般不妊治療に対する助成は58組でした。また、令和4年

度には保険適用になり、本市の支出も減っていると確認しています。

そこで不妊治療費等に対する助成金の対象として、1年以上の居住要件を設けた経緯と、1年以上の居住要件を廃止することで増加する予算をお尋ねいたします。

職場の転勤は思いがけないもので、自分の意思とは無関係だったりします。配属されたところから通えなくもない隣の自治体では、同じ手術をした場合、金銭的支援が受けられるとなれば、由利本荘市への印象は様々考えられます。由利本荘市に引っ越しして来て居住地が由利本荘市でよかったと思ってもらえたり、市長がおっしゃる地域に見守られながら、ゆとりを持った子育て支援のためにも、この要件を見直し、1年以上の居住要件は不要と考えますが、当局のお考えを伺います。

大項目4、パートナーシップ、ファミリーシップ制度の創設を。

吉田朋子議員がこれまで4度、一般質問で取り上げられております。私の下にも、パートナーシップ、ファミリーシップ制度の創設を求める声が届きました。パートナーシップ制度とは、例えば、同性婚が認められていない日本で、県のパートナーシップ宣誓制度を利用することで婚姻と同等の関係性を証明するものです。令和5年6月の吉田議員の一般質問に対する答弁では、関係条例の改正など必要な対応を行ってきたとあります。実際に、公共住宅管理条例の改正がなされました。

市が独自にパートナーシップ制度を導入することで得られる利点として、市営墓地の利用もあります。また、パートナーシップ制度を取り入れた自治体では、市職員の扶養手当、結婚休暇など、パートナーシップの関係にある者及びその親族に互助会の結婚祝い金や育児休暇、介護休暇を認めているところもあります。そして、今よりも充実した啓発活動につながると考えます。取り入れた市では、職員らが自発的に理解を深めようと研修を行い、研修を行った者は胸にバッジをつける。そうすることで、理解ある担当者と一目で分かるようになり、頼って相談できる、受入態勢が見えるといった市民の安心感につながっているという事例もあります。

本市は、県の取組に順応するとしていますが、県の窓口での申請はハードルが高いこと、自分が住んでいる由利本荘市での理解が進むことを望む市民もあり、より身近な市役所で手続きができることは安心感につながると考えられます。

加えて、運用の話になりますが、郵送受付を行うことで利用しやすいという声も上がっています。さらに、秋田県の場合、申請者は、いずれか一方または双方が性的少数者であることとありますが、性的少数者であることを宣言することに抵抗があり、申請へ二の足を踏む結果につながっていることも申し伝えます。以上、県の制度では救えない声が現実にあります。

さらに、ファミリーシップ制度は性的少数者のカップルと同居する親や子供を家族として認定するものです。保育園のお迎えのときに有用になるといった声を聞きます。

これら2つの制度を創設する意味は、性的少数者の存在とその親や子供の存在を認めることにつながります。これこそ一番の意味であると、私は考えます。隠すようなことでもなく、もちろん公表を強要することでもありません。しかし、まだまだ性的少数者やその親や子供への理解が不十分だからLGBT理解増進法ができたのであって、社会が変わらなければならないということだと考えます。家族にさえ理解されず、幼少期からの不快な冗談やからかいにあたりして、居場所がない、孤独感を抱え、生きづらさ

を感じている方にとって、パートナーシップ、ファミリーシップ制度こそ、生きる希望だと話します。実際に性的少数者への理解が進まず、居場所がないから別の土地に引っ越したけれども、市にパートナーシップ制度ができたので生まれたふるさとに戻れたといった声もあります。そのためこの制度創設後、申請件数の数を評価対象とされたくはありません。

これは人権問題です。県に任せておくのではなく、由利本荘市として主体的にこの人権問題に取り組む姿勢が必要と考え、県よりも一歩進んだものとして、パートナーシップ、ファミリーシップ制度の創設を求めますが、当局の御所見を伺います。

以上、大項目４点について壇上からの質問といたします。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

【２番（小川幾代議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。それでは、小川幾代議員の御質問にお答えいたします。

初めに、１、孤立する子育て解消のための（１）医療的ケア児を受け入れるための現在の課題と取組状況はについてお答えいたします。

医療的ケア児等コーディネーターとは、県の養成研修を修了した相談支援専門員等を指しております。酸素吸入やたん吸引などの医療的なケアを必要とする児童等が、福祉サービスを利用する際の支援を主な業務としており、現在、市内の民間３事業所に計４名の研修修了者が所属しております。

しかしながら、民間事業所の職員配置によってはコーディネーターが欠員となる場合があることを踏まえ、市といたしましては障がい児福祉計画に基づく１名の配置に向けて、障がい者基幹相談支援センターへの相談支援業務の委託内容にコーディネーター配置を加えることにより、最低限必要な人員を確保したいと考えております。

一方、医療的ケア児の生活支援施設の一つとして位置づけられている保育所等については、市では受入体制の整備のため、手続の流れ、施設の注意事項や保護者の同意事項等について規定した医療的ケア児の保育所等受入れガイドラインを策定しております。

具体的な医療的ケアの内容については、主治医の指示に基づき看護師等が対象児童の状態に応じた支援を行うこととされ、受入れには看護師の確保が求められる中、昨年、保育所等に対して行った医療的ケア児の受入れの可否やできない場合の理由などについての調査でも、看護師の雇い入れが難しいことから受入れができないという回答が多数を占めており、また、看護人材の不足という昨今の雇用情勢からも、市としても看護師の確保が最大の課題であると認識しております。

今後のそうした課題への対応といたしましては、保育所等や訪問看護事業所との意見交換や先進自治体からの情報収集を行うとともに、必要とする看護師の配置や派遣が可能となる仕組みづくりについて検討し、保育所等の医療的ケア児の受入体制が構築できるよう努めてまいります。

次に、（２）産後ケア事業と家事支援サービス事業の利用状況と対象者の拡大はについてお答えいたします。

市では、産前産後の母子支援のために産後ケア事業と家事支援サービス事業を行っており、母子健康手帳交付や伴走型の相談支援における面談の場で、事業の内容の周知と利用の呼びかけを行っているところであります。

利用実績につきましては、産後ケア事業については、令和3年度が3組、令和4年度が8組、令和5年度は1月末現在で9組となっており、また家事支援サービス事業については、令和3年度の利用者はありませんが、令和4年度が2人、令和5年度は1月末現在で1人となっております。

利用された方からは、「専門職に母子の体調管理をしてもらってよかった」「話し相手になってもらってよかった」などの評価の声をいただいております。

国では、来年度より家事支援サービス事業を子育て世帯訪問支援事業に移行させるとともに、支援内容の拡充を図る方針であると聞いているところであり、市といたしましては、国の動向を注視しつつ、母子や子育て世帯の状況に応じた支援体制を段階的に整えてまいります。

次に、2、放課後等デイサービスの利用者への金銭的補助をについてお答えいたします。

市の放課後等デイサービスの利用者は月に100名程度であり、利用者負担が生じる市民税課税世帯は約65世帯となっております。うち自己負担上限月額が4,600円の世帯が約55世帯、残りが3万7,200円の世帯であります。

全国では、京都市など幾つかの自治体が独自の軽減措置を実施しており、県内では、にかほ市のみが3万7,200円の上限額を4,600円に軽減する措置を実施しております。

市といたしましては、他市の動向を注視しつつも、他の障害児福祉サービスにおいて同様の仕組みで自己負担額が設定されていることもあり、公平性の観点から独自の軽減措置につきましては、慎重な判断が必要であるものと考えております。

次に、3、不妊治療費等に対する助成の1年以上の居住要件の見直しをについてお答えいたします。

不妊治療費等助成事業における1年以上の居住要件につきましては、他市町村との助成の重複の回避などを目的に、事業開始当初より設定しております。

居住要件を廃止することにより増加する予算については、過去の相談実績から推計した5件分で試算すると、年間およそ35万円となる見込みであります。

市では、これまでも事実婚への助成、所得制限の撤廃、助成額の見直しなど制度の拡充を図ってきており、転入された方が本市に居住後も、安心して不妊治療を受けられるよう、居住要件の見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、4、パートナーシップ、ファミリーシップ制度の創設をについてお答えいたします。

パートナーシップ制度やファミリーシップ制度の導入については、以前、吉田朋子議員の一般質問にもお答えいたしましたとおり、行政サービス面でのメリットが限定的であることや、市外への転居後の対応や他の自治体との情報共有が難しいなどの課題があるため、より広域的に導入することが望ましいとの考えから、全ての県民を対象にした秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例の趣旨に基づいた、県のパートナーシップ制度を本市でも活用できるよう努めております。

具体的には、市営住宅の入居においてパートナーを同居家族として認めることができるよう、公共住宅管理条例の改正をしており、今後も引き続き必要な対応に努めてまいります。

性的少数者が生きづらさを感じることなく、性別に関係なく個人として尊重されることは、市の第4次男女共同参画計画の基本目標に掲げる人権の尊重と共生社会に対する意識づくりに通じることから、これからもアウティングや差別の防止を図るための職員研修や市民向けの啓発に加え、様々な機会を捉えて県の制度の周知を図り、市民に理解していただくことで、制度導入の有無に関わらず、性的少数者の方々に配慮した多様性に理解ある社会の実現を目指してまいります。

以上であります。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん、再質問ありませんか。

○2番（小川幾代） 御答弁ありがとうございました。何点か再質問させていただきます。

大項目1、孤立する子育て解消のために、（1）医療的ケア児を受け入れるための現在の課題と取組状況は。1つ目、コーディネーターの配置はということで、今現在、市としてというよりは、民間3事業所に4名というお話でした。今後は、基幹相談支援センターに委託するというような答弁だったと認識しました。

配置における課題はコーディネーターの研修する人が少ないのか、研修する機会がないのか、そういったところはどのように考えられているのか質問いたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの質問に、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

御質問のコーディネーター配置における課題ということでございますが、こちらの答弁の中に少し触れてございます。現在のコーディネーターが民間事業所ということでございますので、民間事業所の異動とか配置替えとかそういったことで、コーディネーターの資格を持ちながら別の部署に異動するという可能性が今のところは課題というふうに考えてございます。

それに対応するというので、基幹相談支援センター、障害の相談事業所のほうにコーディネーターの配置も含めて委託ということで進めてまいりたいと答弁したところでございます。

また、医療的ケア児へのコーディネーターの養成研修でございますが、これは県のほうで実施してございまして、秋田県立医療療育センターの中にございます医療的ケア児支援センター、通称コラソンというところで、5日間ほどの研修を受ければ、基本的には相談支援専門員とか、保健師、訪問看護師等はコーディネーターになることができますので、養成に関してはそれほど難しくはない状況にあると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） 計画の中で1名配置するというふうにあります。私もこのコーディネーターという仕事、保護者が行政を窓口、いろんなところに駆け寄るというの

は、なかなか時間的だったり、知識であったりというところで、専門的な職員がいるのは大変心強いなと思っておりました。

ただ、コーディネーターもその仕事ばかりしているわけではなく、人数が十分なのかと言われたら、私はやっぱり市独自で1名を配置する必要があるのかなと思っての今回の質問です。部長が今おっしゃったとおり、異動があるかも、欠員が出るかも、配置替えとかでという話もありました。その不安感というのをなくすためにも、市独自で配置する必要があるのかなと思っているところなんですけれども、今後は、基幹相談支援センターに委託するというようなことで、質問の意図としましては、コーディネーターを養成する機会はあるということでしたが、養成する以前に携わる人材が足りないのか、そんなところを確認したかったところでもあります。いかがでしょうか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、コーディネーターが足りているか、足りていないかという御質問というふうに承ったところでございますが、今、私どものほうで把握しております市内の医療的ケア児は13名ほどでございます。そのうち、在宅での未就学児が5名ほどでございますので、その方たちは基本的にコーディネーターの支援といいますか、日頃からの相談、支援を受けながら生活しているということでございます。

ちょっと感覚的な話になりますけれども、現状で御家族のほうからコーディネーターが不足しているというようなお話も伺っておりませんので、大丈夫なのかなというふうには思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。不足しているとの認識は、今のところしていないということだったんですけれども、コーディネーターの仕事というは、私も重要性を感じておりますので、一人でも多くの方に研修を受けて、増えてほしいなと願うところでもあります。

大項目、中項目同じところでもう一つ、看護人材の不足ということでした。配置や派遣などの検討をしているというお話だったんですけれども、スピード感がやや劣っているのかなという印象を受けたところでもあります。そのスピード感というところについては、どのようにお考えでしょうか。質問いたします。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、看護師の配置につきましては、御質問にもありましたし、答弁もいたしましたけれども、なかなか人材の確保が大変な状況にございます。

保育所等の看護師の配置について、国の補助事業がございまして、これはまだ市のメニューにはなっていないんですが、その補助基準上の看護師1人当たりの給料の分といいますか、それも今の現状からするとやや低いところが、まず一つの問題かなと思っております。

そういったところをクリアできるような形として、常勤ではなくて、例えば、訪問看護事業所に所属する看護師が、何か所かの保育所を巡回する方法も国のほうで認めるような方針も出ております。そういった方法にしますと、もしかすれば、その辺のところ

もクリアできるのかなというふうに考えてございます。

また、保育所等で医療的ケア児を保育する場合の方法といいますか、手段といたしまして、看護師の配置以外に、喀たん吸引と経管栄養の2つの医療的ケアのみに限定されるのですが、保育士が研修を受けますと、そちらの医療的ケアが、当然、医者からの指示の下ということになりますけれども、できるような制度になってございますので、そういった方法もできないかということで保育所とも相談をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。看護師給与の基準などの話だったと思いますが、本市ではメニューになっていないというようなお話があったと思います。

メニューにはないということなので、制度の成立というのは、実際のところ、看護師の配置が決まったから、このメニューができていくのか。それともメニューの成立があって、看護師の確保というような順番になるのか、そのあたりの順番はどうなるんでしょうか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

まずは、仕組みができないとどうにもなりませんので、その上で事業に乗せていくような形になろうかと考えてございます。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。仕組みがあって、それからメニューの成立となると、看護師確保ができてから予算がつくというような答弁と認識しました。そうになると、やはり保護者が働き始める時間というのは、さらにさらに後手になっていくのかなという印象を受けたんですけれども、そのあたりについては、保護者の働く機会をなくしているように私は思うんですけれども、そこら辺はどのように考えていますでしょうか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

今回、小川議員が御相談を受けた方もその中にいるかどうかわかりませんが、来年度以降の保育入所ということで、3名の方から市のほうに御相談がございました。

医療的ケア児の入所受入れができないかということで、一緒に相談に入ったわけですが、先ほど来申し上げているところの看護師の確保が難しいとかそういったことで、最終的には保育所のほうで受入れはできないということでありました。

その方たちは、どうしたかということでありますが、市のほうから証明書を発行してございます。その証明書をもって、育児休暇のほうを延長していただくというようなことで対応いただいたところでございます。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。証明書をもって育児休暇の延長ということでした。

育児休暇の期間というのも会社によってそれぞれあると思いますし、こういう状況なので受け入れてくださいというものはすごく心苦しいなと私は思っています、保護者

の働きたい、その働く機会の確保というのは市の行政でとても重要ではないのかなというふうに思っております。

今、3名の方からの相談があったという話です。その子供たちが何歳なのか、これからの保育年代3年間は、大変貴重な社会と交流する期間でありますので、ぜひとも早急にこの制度を、そして人材の確保というのを望むところであります。

そして、今、資格の話になりますが、保育士が研修を受けると経管栄養、喀たん吸引といったことをできるというような話もありました。

実際のところ、保育士のほうでこういった研修を受けたい、自分はその能力を身につけたいといったような方がいらっしゃるのか、分かれば教えてください。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

保育士の研修につきましては、今回、市からの各保育所への看護師の配置等についてのアンケートの中で、所属されている保育士のほうで研修を受けて医療的ケア児の受入れはどうですかというところも一緒に伺っておりましたが、残念ながら、今のところそちらまで踏み込んでやっていただけるというようなお考えのところはなかったです。

今後も引き続き、看護師配置の仕組みと併せて、保育士がこの研修を受けて医療的ケア児を扱えるような形になるように、働きかけをしてまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いします。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。この受けたいという方のアンケートを取って、今現在、希望する方はいらっしゃらないというようなお話でしたが、その原因は何か分かるのでしょうか。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん、再質問の内容が広がっていますので、答弁に対するものに直していただければと思います。

○2番（小川幾代） 医療的ケア児を受け入れる環境がこんなにも整っていなかったんだなということを、今回、この課題と向き合ったときに感じておりました。

いろんな症状に対応しなければならない場合があると思います。今御指摘いただいたとおりの医療的ケア児を受け入れるというところでは、今の再質問については私は同じものなのかなというふうに思っている、看護師ができるもの、それから保育士ができることというふうな趣旨で質問したつもりでおります。いかが考えますでしょうか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

医療的ケア児の保育所等の受入れに関しては、先ほど来答弁等でも申し上げておりますけれども、看護師の確保であったり、研修を受けていただく保育士の確保であったり、保育所側でのそういった一歩進んだところの取組が重要になると考えてございます。

市といたしましても、看護師が配置できるような仕組み、先ほど少し申し上げました巡回型であったり、そういったところの研究であったり、それから保育士の研修につきましては、保育士への働きかけ、そういったものを機会を捉えて努めてまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 2 番小川幾代さん。

○2 番（小川幾代） 御答弁ありがとうございます。

大項目 1、中項目（2）産後ケア事業と家事支援サービス事業の利用状況と対象者の拡大はについて再質問いたします。

令和 3 年度、産後ケアの実績が 3 組、そして家事支援の実績はなしというような話でした。令和 3 年度の出生数 353 人だったかと記憶しております。その割合からいうと、私は数としては少ないように感じたのですが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 健康福祉部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

産後ケア事業、それから家事支援サービス事業とも、こちらにつきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、こちらのほうの伴走型の相談支援の中できちんと事業の周知をしてございます。

その上で、現在のところの要件といたしましては、子育てに対して不安のある方になります。もしくは御自身が不安があって、かつ家族のほうからの支援が受けられないとかそういった要件がございますので、それにかなう方がなかなかいらっしゃらないというところがございます。

また、先ほど相談支援の中で事業の周知ということで申し上げましたけれども、実際の利用者につきましては先ほど答弁した数字ではあるんですが、登録された方はもうちょっといらっしゃいまして、容易でない状態になったときに使ってみようかなということで登録だけされて、結果としてお使いにならなかったという方もいらっしゃいますので、そのような状況になってございます。よろしくお願いします。

○議長（長沼久利） 2 番小川幾代さん。

○2 番（小川幾代） ありがとうございます。登録された方の人数、そして周知方法は、どのような形でされているのでしょうか。質問いたします。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

登録人数でございますが、産後ケア事業で令和 3 年度につきましては 4 名、それから令和 4 年度につきましては 10 名、それから令和 5 年度につきましては 17 名という形になってございます。

家事支援サービス事業につきましては、令和 3 年度が 2 名、令和 4 年度が 3 名、令和 5 年度が 4 名ということで、実人員でございますが、登録になってございます。

内容の周知ということでございますが、それにつきましては、先ほど少し触れましたが、伴走型の相談支援の中で、第一は母子手帳の交付時に体調や不安のことがないかということで聞き取りをしてございます。それから、出産前の妊娠 8 か月の頃に、市のほうから電話をいたしまして、同様に体調や出産の準備ができていくかどうかということで確認をしてございます。それから、生後 2 か月頃までのいわゆる赤ちゃん訪問ということで、皆さんのところを訪問いたしまして、状態の聞き取りと併せて、こういったサービ

スもあるので必要であればということで、サービスの利用につなげているところでございます。

○議長（長沼久利） 2 番小川幾代さん。

○2 番（小川幾代） ありがとうございます。要件のところに不安がある方という話でした。初めての出産の方にそのような周知をしているのか。第2子以降、第3子といらっしゃる、今までも経験なさっているから不安があるとは判断しないのか、そこら辺を教えていただければと思います。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

事業の周知につきましては、出産の都度、母子手帳の交付から、いろんな相談の機会、赤ちゃん訪問等も、当然、第1子、第2子関わらずやっておりますので、いずれの機会についてもきちんと事業内容については、御説明申し上げているところでございます。

○議長（長沼久利） 2 番小川幾代さん。

○2 番（小川幾代） ありがとうございます。この制度を知らなかったという方がいらっしゃいまして、さっき質問のほうにも書かせていただいた方は、申し訳なさそうに子育て中の不安などをしゃべられていたので、もっと言っていいんだよと、行政に頼るこのメニューがあるよというのも私のほうから伝えさせてもらったところでした。ぜひ、その周知含め、利用拡大になるといいなという思いで質問いたしました。

最後には、子育て支援の拡充をしていくというような答弁がありましたので、それを期待して、今後、子育てに悩む保護者が少なくなればいいなという思いであります。

続きまして、大項目2、放課後等デイサービスの利用者への金銭的補助をについてであります。

答弁の中に、ほかの制度との公平性という文言があったと思います。ほかの制度と申しますと、具体的にどんなものを考えていらっしゃるのか、幾つか挙げていただけたら、質問いたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

ほかのサービスということでございますが、いわゆる障害児への福祉サービスということでございます。それが、こちらの放課後等デイサービスと同様に利用者負担の考え方にしてございます。基本的には応能負担といえますか、やはり収入のある方につきましては、自己負担を頂戴するという考え方に基づいて制度が設計されてございますので、よろしくお願いします。

○議長（長沼久利） 2 番小川幾代さん。

○2 番（小川幾代） 3 万7,200円を負担上限とする世帯が10世帯と伺ってありました。65世帯、課税世帯あるうちの、4,600円の世帯が55世帯、3 万7,200円の世帯が10世帯というお話でした。

利用回数にもよるので、3 万7,200円が毎月かかるものではないということと、10世

帯という話なので、私としてはそんなに市の財政に大きな負担がかかるものではないのかなと。先ほど一般質問の中でも話をしました放課後児童クラブのほうについては5,000円という上限があって、障害のある、なしによって放課後等デイサービスのほうには3万7,200円という上限がついている。これは、やはり不公平感があると私は思うんです。

ほかの制度との公平性という理由が上げられておりました。障害児への福祉サービス、この放課後デイサービスだけでなく、行政サービスというお話だと認識したところではありますが、その全体的なところを考えると、そこまで負担なのかなというところでは感じているんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

これは、先ほど来、答弁等もしてございますが、やはり現行の制度は負担能力に応じた負担上限の設定ということでございます。

先ほどもこれも申し上げましたけれども、ほかの障害の福祉サービスにおいても同様の仕組みで負担をお願いしているということでございますので、収入が一定程度ある方については、相応分の御負担をいただくといったところで、公平性の観点からも、さらなる軽減といったところに持っていくのはなかなか難しいのかなというふうに考えてございます。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。どこかで線引きしなければならないというところも理解はしております。所得割28万円以上という世帯が、その世帯収入として見たときに多いのかどうか。夫婦2人が働いていて、その金額というところもあれば、世帯なので、おじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃって、そのおじいちゃん、おばあちゃんの収入も入っているというところになると、また条件というのは、変わってくるのかなというふうに思うところであります。そういう一人一人の家庭をもう少し丁寧に見ていってもいいのかなと思うんです。

ぜひ、いろんな市町村の取組を研究していただいて、実施の方向で考えていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

今おっしゃられたように全国を見ますと、独自の軽減制度を確かにやられている市等がございます。

ただ、答弁でも申し上げましたとおり、県内では、にかほ市のみということでございます。そういった全体的な情勢も見ながら、今のところは独自の軽減というのはなかなか踏み込めないところかなというふうに考えてございますが、今後の検討という形にさせていただければと思っております。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。

大項目3、不妊治療費等に対する助成の1年以上の居住要件の見直しをということで、答弁は検討していくというようなお話でした。私は前向きに捉えたところでありま

すが、そのあたり、スケジュール感も含めて、もう一度御答弁いただければと思います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

まずは、居住要件の見直しでどういったところを検討していくかということでございますが、転入転出に伴いまして、治療の途中で転入した場合とか、転入前市町村、それから転入後市町村でどういうふうな取扱いをするのか、そういったところがかなり煩雑になるのかなというふうに考えてございました。そういったところを今後、他市の状況等も見ながら検討していくということでございます。

ただ、実施の時期につきましては、検討の状況次第のところもございますので、今のところは、まだちょっとはつきりとお伝えできませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） 理解しました。ありがとうございます。

大項目4、パートナーシップ、ファミリーシップ制度の創設をということで、私は質問の中に、市営墓地、扶養手当、結婚休暇、それから市職員の研修、それから市職員の受入体制の見える化、保育園のお迎え、身分証明などという話をさせていただきました。一つ一つ答弁をいただけるのかなと思っていたところなんです、そこにはあまり触れてなかったように思います。もう一度、そのあたり具体的なところを質問いたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、企画振興部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 阿部企画振興部長。

○企画振興部長（阿部徹） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、初めに市営墓地の利用についてですけれども、こちらは現行の制度においても、結婚された方、婚姻関係にある方だけの利用に限っておりませんので、手続きいただければ利用できるようになっております。

それから市職員の手当の関係ですけれども、他の市町村では確かに該当させているところもありますけれども、今のところ、由利本荘市においては、該当させてはおりません。

研修のことですけれども、その研修を受けた職員が、バッジをつけたりという例示を出していただきました。そのようなことはしておりませんが、職員を採用した際に、新規採用職員を毎年研修に出しておりまして、その研修の中でこういった人権についての研修も受けておりますので、そうした研修を受けて窓口で実際に勤務しているところでございます。

保育園のお迎えについてでございますけれども、こちらについては、園のほうに事前に子供を迎えに行くのは誰と誰ですというふうにおっしゃっていただければ、お父さん、お母さん以外の方でも保育園のほうでは迎えに来れば、お子さんをお渡しすると

いうようになっておりますので、こちらのほうも現行のままで特に問題はないというふうに認識しているところであります。

○議長（長沼久利） 2 番小川幾代さん。

○2 番（小川幾代） ありがとうございます。現行の制度の中でできること、できないこと、該当するもの等という答弁がありました。

市長の答弁の中にも、制度の創設ではなく啓発活動を行っていくという話がありました。その具体的な方法というのは何か、今時点で考えていらっしゃるのかどうか、そのあたり質問いたします。

○議長（長沼久利） 阿部企画振興部長。

○企画振興部長（阿部徹） ただいまの御質問にお答えいたします。

職員については、先ほど申し上げましたとおり研修を受けさせておりますし、また、庁内で職員向けの掲示板がありますので、そちらで、例えば男女共同参画週間が始まるタイミングですとか、今日もおっしゃったように国際女性デーのそういったタイミングですとか、そういったタイミングで全職員に啓発をしている、周知をしているところであります。

また、市民の方に対しましても、市政だよりですとかそういったもので広報しているところであります。

○議長（長沼久利） 2 番小川幾代さん。

○2 番（小川幾代） ありがとうございます。今日の答弁を聞いて、制度の創設については、消極的な回答だと認識しております。

その話に入る前に、職員の受入体制の見える化というのは、もっといろんな方法でできるのかもしれないなと私は考えておまして、今の答弁の中で、研修を広げていく、広報もしていくというお話でした。

あわせて、職員の受入体制、私たちは理解しているよというのを何かしらバッジとかでつけることもすぐにできるのではないかなと、リボン運動みたいな形でつけるとか、いろいろ目印となる何かをつけることは、そこまで大変なことではないのかなというふうに思いますので、ぜひいろんな取組を、私も一緒に考えて何か御提案できるものがあればさせていただきたいと思いますし、そこは前向きに捉えていただきたいと思います。

それから、このパートナーシップ、ファミリーシップ制度の創設について、行政サービスが限定的という答弁がありました。その行政の今の仕組みでできること、該当していないことなどもろもろ回答もいただきました。

私が一番申し伝えたかったのは、やはり命に関わることなんだと、そこを私は強く推していきたいと思っています。この行政で制度ができたから、何かできるこれができるというような話も大事なんですけども、それ以上に、人の命に関わっているんだというところを強く申し伝えたいと思っています。

県の制度が十分であるとは言えない状況だと思うんですが、いま一度、人の命というものに対して、この制度の創設、望んでいる方たくさんいるんです。市長、そのあたりどうお考えでしょうか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの御質問にお答えいたします。

これは、もう聞かれるまでもなく当然であります、このパートナーシップ制度に限らず、人の命については、私どもは真剣に考えています。これが命に直結するものかどうかそういうことも含めて、命については、この場で御指摘をいただくようなものではなくて、市としてもそれはしっかりと考えております。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。今の市長の答弁にありましたが、その前提、根底はみんなそうだと思います。その上で、やっぱり求めている人たちの声があるというのを、私は伝えたいと思って今の質問をしたわけです。

広域的な導入が望ましいという話もありましたが、やはり基礎自治体、この由利本荘市で導入する必要があると……。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん、再質問は明瞭にお願いしたいと思います。2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） この制度の創設を私は強く望んでおりますし、そういった声が市民の中にもあるというのを重要視しております。ぜひ、市長にもその考えを共有したいと思うんですが、市長、お考えをお願いいたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問には、先ほど答弁したとおりであります。

まず、前提として先ほど答えました命の関係であります、これは認識を一緒にしておかないといけないという思いで言いました。このパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度を創設しないことが、命を軽視しているということとは直結しないということだけは、まず御理解いただきたいと思います。

命については、しっかりと行政としてやるべきことです。ただ、これをやらないからといって命を軽視しているという視点については、私は全く当たらないと思っていますので、そこは認識を一つ一緒にしてほしいということになります。

それと、このパートナーシップ制度について、先ほど答弁したことで重複になりますが、今までもですけども、この由利本荘市だけでつくったというのは、市の中だけの限定的なものになります。

先ほども答えましたが、仮に市外へ転居されたときには、そういった制度が整っていないところに行くということもあって、その制度自体の有効性が限定的になるので、もっと広域的に考えるべきではないかということをお答えしてきました。

今回、秋田県として考えるということになっているので、であれば、県としっかりと連携をしながら、県のものにしっかりと乗って、秋田県として考えるということのほうがいいのではないかと、先ほど答弁したとおりなんですけども、そういうことであります。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。県で広域的にというお話もありました。市外転出したときに、他の自治体で取り扱っていないという話があったんですけども、ここ由利本荘市でしましうよという話をしているときに、その転居したとき、困難が起きるよねというその論点って、今する必要があるのかなと私は思ったところでし

た。この基礎自治体でこういうことをやってく必要があるのかなと思っの、私は今回の質問です。

ぜひとも、今の回答ありましたが、この基礎自治体で求めているという声も受け止めていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長沼久利） 以上で、2番小川幾代さんの一般質問を終了いたします。

この際、午前11時まで休憩いたします。

午前10時45分 休 憩

午前10時59分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

4番佐々木隆一さんの発言を許します。4番佐々木隆一さん。

【4番（佐々木隆一議員）登壇】

○4番（佐々木隆一） 日本共産党の佐々木隆一であります。能登半島地震でお亡くなりになった皆さんへお悔やみを申し上げますとともに、被災した多くの皆さんにお見舞い申し上げます。

元日に能登半島を震源とする大きな地震が発生、250人を超える死者、安否不明者、今でも8,000人を超える人々が避難所などで不自由な生活を続けています。

今回の震災で、志賀原発の動向が注目されていました。事故の際の避難計画が、絵に描いた餅にすぎないことが明るみにされたのです。避難計画は、高速道路、国道、県道、市町村の道路を使って30キロメートル圏外に15万人が避難するというものですが、至る所で道路が寸断され、実行不可能な計画であったのです。地震、津波などで原発事故が起きたら、住民は避難することさえできません。それでも原発再稼働をせよというのが政府の方針です。

もし深刻なトラブル続きの志賀原発、柏崎刈羽原発が再稼働されていたら、東日本大震災での福島第一原発以上の大惨事になったことでしょう。日本共産党は、全ての原発の廃炉を求めるものでありますが、とりわけ志賀原発、柏崎刈羽原発は直ちに廃炉すべきであります。

質問です。1、能登半島地震の教訓から、（1）厳冬期の地震対策の備えは。

今回の地震は、真冬の寒冷地に大地震が発生するという懸念されていた事態が、現実になりました。この冬は暖冬少雪で推移していますが、冬の地震対策は山間部などの豪雪地帯を有する本市にとって、忘れてはならない課題でもあります。災害はいつ起きても不思議ではなく、苛酷な条件下での地震発生に備えることは欠かせません。

本市でも地域住民、消防、警察、医療機関、自衛隊などの関係機関が参加し、地震発生時の救助、初期消火、避難所運営などの訓練が毎年行われており、訓練を通じての課題はどこにあるのか、参加者、関係者の意見を聞き、参考にすることも必要であります。

災害備蓄品は万全でしょうか。定期的な入替えが必要で、住民の年齢などによって品目の割合も違ってくるし、日常からの点検管理が肝要であり、また、見直すことも大切

であります。

避難所などの運営には、ジェンダー平等などの視点が大切であり、過去の災害では、トイレ、着替え、授乳の際、周囲を気にせざるを得ず、性暴力に遭ったことも報告されています。仕切り、女性専用スペースの設置をはじめ、人権を守る手だてが欠かせません。要望を反映できるよう運営に必ず女性を加え、相談体制を整えることが求められています。これらのことはどのようなようになっているのでしょうか。

活断層が日本各地に存在する日本列島では、いつでもどこでも地震が起きる可能性があります。災害に備え、災害に強いまちづくりを進めることは、国や自治体にとって重要な課題であります。

とりわけ厳冬積雪期の地震対策は万全でしょうか。市で行っている地震対策の現状と今後の取組について、答弁を求めます。

(2) 火災などの複合災害への対策は。

地震に伴う大規模な火災で、輪島朝市は壊滅状態となりました。地震に津波、火災の複合災害とも言える被害は、なぜこれほどまでになったのか。今回の事態は、阪神・淡路大震災での神戸市長田区の火災を想起させました。幾つかの要因を様々な角度から検証する必要があるでしょう。

消火栓や防火水槽は、倒壊家屋や断水などで十分使えず、消防車も道路の寸断で行く手を阻まれました。そばを流れる川の水は、津波の引き潮の影響か、うまく使えなかったようです。風も強く、海岸沿いの立地を考え、防災の備えや体制は取れていたのか。東日本大震災の教訓を踏まえ、空中からの散水消火はできなかったのかどうか。初期消火の調査と分析が待たれるところであります。

この地方では、プロパンガスや灯油タンクを置く家庭が多く、こうした可燃物が延焼を加速させたおそれもあり、寒冷地の生活と防火対策を両立させる難しさを示す特有の事情でしょう。

翻って本市の場合も、密集した木造家屋が多くありますが、建物や電柱などの構築物が倒壊して消防車が入れないような今回の輪島火災のような場合、どのような消火活動が想定されますか。また、道路などの損傷で水道管が断水するおそれがありますか。答弁を求めます。

(3) 火葬場の想定は万全か。

多くの人亡くなり、葬儀関係者も対応に苦慮しているところであります。

被災した珠洲市などの火葬場は使用不能となり、遠く離れた金沢市、小松市などに遺体を運び火葬している状況であり、阪神・淡路大震災でもかなり遠方まで行って火葬していました。この震災では、1月17日と1年で一番寒い時期であり、遺体も数日もったと言われています。

東日本大震災では、一旦納棺し、仮埋葬し、東北地方だけでは火葬が追いつかず、初夏までに遠く離れた東京まで搬送して火葬した例も報告されています。

本市火葬場では、稼働は何件まで可能ですか。大震災などの想定では、市外の広域の協定などありますか。火葬場が被災し、使用不能などもあり得るのでしょうか。お答えください。

2、相続登記の義務化は周知の徹底を。

日本全国の所有者不明土地解消に向けて、不動産のルールが大きく変わります。所有者不明の土地の総面積は、全国で九州の面積に匹敵すると言われています。

このため、国が2021年に民法と関連法案を改正しました。これらの土地の所有者の登記がこの4月、義務化されます。義務化は、改正法施行日の今年4月1日以前の相続にも適用され、未登記の場合は、施行日から3年以内に登記しなければなりません。

相続登記をするには、遺言や遺産分割協議で相続人を決め、戸籍関係などの必要種類をそろえて法務局に申請し、相続人が複数いるといったような理由で、期限までに相続が難しい場合、相続人の一人が法務局に届けば、一旦義務を果たしたとみなされる相続人申告登記制度が新設されます。

施行後は、不動産を相続したことを知ったときから3年以内に相続登記を申請しなければならず、正当な理由なく期限内に登記をしなかった場合は、10万円以下の過料が科せられることになります。

法改正は基本的に法務局ですが、課税などは市当局となります。法務局など関係機関と連携し、さらなる周知をするべきであると考えますが、市としての取組の予定などがありますか。答弁を求めます。

3、特殊詐欺被害防止にさらなる啓発を。

昨年も、特殊詐欺被害に歯止めがかかりませんでした。県内では、1億円を超える被害が2件も発生し、11月末時点での被害は69件、約3億円に上ります。未計上分も合わせれば、年間被害額が最多の2014年の3億1,455万円を上回ることは確実です。SNSなどの交流サイトの広告を使った手口が広がったことや、1件当たりの被害額が高額だったことが要因と見られています。

全国的には、2022年、1万7,570件、370億8,000万円と年々高額に推移しています。架空料金請求や還付金詐欺、オレオレ詐欺、これらにとどまらず、手口は絶えず変化をし、多様化かつ巧妙化しています。

先日、市の広報と一緒に特殊詐欺防止のためにという由利本荘警察署よりのパンフレットが入っていました。内容は、NTTからのもので、家庭用の一般的な電話の無料になる3つのサービス、1つは相手の電話番号が電話機等のディスプレイに表示されるナンバーディスプレイ、番号非通知の電話に電話番号を通知するよう自動音声で対応するナンバーリクエスト、この2つは我が家の電話機にも数年前から取りつけており、その後、この手のいいかげんな電話はほとんどかかってこないようになっています。いま一つは、0120で始まるコレクトコールは、これもまたなるべく出ないように妻と話しています。

2つ目、特殊詐欺対策サービスが一定期間無料、これは、AIが詐欺の疑いを検知すると、指定の連絡先に連絡するというものです。

3つ目、詐欺被害を受けた場合、あるいは受けるおそれのある場合、電話番号の変更に関する工事費が無料になります。電話による詐欺に対し、これらの対策は非常に有効とされています。

対策としては、電話業者による電話の各種機能による協力含め、より一層の市民への啓発活動、周知、宣伝、注意喚起があり、また、これらのことを由利本荘警察署や関係機関と連携で、未然防止をやるべきであります。

本市で把握している被害状況はいかがでしょうか。特殊詐欺被害防止についての市当局の認識と対策について答弁を求めます。

4、自転車違反の反則金について周知の徹底を。

これらのことの道路交通法改正案は、今月6日閣議決定され、今国会で成立する予定であります。

警察庁は、自転車の交通違反に対し、16歳以上を対象に反則金を科する青切符を導入する方針を固めました。交通マナーの向上と事故防止が目的です。信号無視などの違反をした利用者に反則金納付の通告が可能となり、金額は3,000円から1万2,000円ほどを想定、走行中の携帯電話の使用やながら運転や酒気帯び運転には罰則を新設をし、酒気帯び運転には交通切符、いわゆる赤切符を対象としました。罰則が強化されれば、安全意識の高まりや危険な行為の抑制が期待できます。利用者は、しっかりとルールを学んでおく必要があります。

ルールを定着させるには、時間を要するでしょう。例えば、昨年4月施行の改正道路交通法ではヘルメット着用が義務化となりましたが、7月の調査では本県の着用率は3.5%にとどまり、全国ワースト3位と低いままです。現状では、自転車利用者のルールを学べる機会が少ないのが現状であり、青切符導入に当たっては、県警や県教育庁など安全教育を実施させ、周知を図る取組を増やす必要があります。

市当局としても関係機関と連携を取り、市民にルールを浸透させ、周知が重要になってくると思われます。市としては、どのような取組を考えておられますか。答弁を求めます。

5、県心身障害者コロニーの移転改築は市内を優先すべき。

県心身障害者コロニー、いわゆる指定障害者支援施設は、1969年、昭和44年に県が同施設を当時の西目村に決定、私は当時、村の連合青年会の役員をしており、全県規模の集会で、また、県の関係者が来村の際には、福祉施設の誘致を歓迎する旨、発言した記憶があります。

村では、約100ヘクタールを寄附し、その後、1970年に起工式をやっています。人里離れた箇所に立地を決めて建設したのですが、当時は障害者に対する差別などがあり、コロニーが建設されると西目川に赤い血が流れる、これらのことなどがありました。偏見や差別が横行していた悪しき時代だったのです。

当時は、利用者500名、職員300名、職員は家族ぐるみで職員寮に泊まる24時間勤務体制でした。職住一緒に労働組合もなく、管理職などからのパワハラや労働相談、生活相談などいろいろな諸問題が噴出し、私たち共産党への相談なども多数ありました。

私ごとで恐縮ですが、1980年代から我が家では、コロニーの利用者から農業補助で仕事を手伝ってもらっています。施設入所ですから、当然雇用契約はできません。Oさんという女性が一番最初で、その後、水林通勤寮、現在の水林事業所に入って、ハローワークを通じて求人し、改めて就職し、三十数年前、我が家の離れに入居しています。現在、雇用契約はもちろん切って、70代ともなりデイサービスに通いながらの生活で、実家では両親も亡くなり世代が変わるものですから、帰ることもありません。私の組合法人では、最高時5人の障害者が元気に仕事をしていました。その後は、仕事は一定整理し、稲作経営のみであります。Oさんからは、現在1人ですが、春、秋の繁忙期には

若干手伝ってもらっています。

私は、この間公私にわたって関わってきたのであります。県立コロニーが時代の要請に応じて先駆的に障害者施設を建設し、営々と発展させてきた関係者皆さんを高く評価するものであります。また、コロニーそのものが、いろんな面で地元経済、地域社会に大きく貢献してきたのも周知の事実であります。

1月31日付、秋田魁新報に施設の移転改築、市街地に分散整備へと記事が掲載されました。内容は、施設老朽化に伴う会議が開催され、同施設の移転改築し、県内市街地に分散整備する方針であります。

県立の施設ではありますが、市当局とは常日頃から連携を取っていることだろうかと思います。移転改築の際は、地元西目地域など、本市内を優先して建設する旨を県など関係機関に要請していただきたいと思います。市の認識とお考えをお聞きます。

6、この冬の暖冬少雪の影響は。

東北地方では雪の少ない日が続いています。日常生活への負担は減る一方、観光地などは雪にちなんだイベントが規模の縮小や中止に追い込まれて、関係者は困惑気味であります。

仙台管区气象台などによると、今後も冬型の気圧配置は弱く、3月まで暖冬が続く見通しと発表しています。エルニーニョ現象のため、偏西風が平年より北を流れていることなどが影響し、東北地方、秋田県内でも寒気が南下しづらい状況が続いているのが要因と言われています。

これらのことによって、市内の子吉川を含め、各河川、ため池などの水資源が、現在は満水のようにありますが、この先非常に心配になります。暖冬により融雪時期が早まることから、水資源を融雪に多く依存する本市においては、春先以降の水利用や河川環境などに大きな影響が生じる懸念がありますが、いかがでしょうか。

1月の気温が各地で最高となり、本市の積雪量も2月4日現在、平年比35%と極端に少ないデータです。直近の積雪量はいくらでしょうか。除雪費用は平年の何%ですか。除雪関連業者への補償はされているでしょうか。

特殊な業務のため、業者のオペレーター確保が年々困難を来していると聞いています。来シーズン以降、どのような天候になるかわかりません。市民生活に影響が出ないよう配慮していただきたいと思います。但し、当局の答弁を求めます。以上であります。

【4番（佐々木隆一議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、佐々木隆一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、能登半島地震の教訓からの（1）厳冬期の地震対策の備えはについてお答えいたします。

このたびの能登半島地震は、年始めの家族が帰省客を含め一堂に会し、一家団らんのさなか突然発生したものであり、発災時期240名を超える死者数、津波と火災による広範囲にわたる市街地の被災、さらには数千年に一度とも言われる土地の隆起など、非常に大きな衝撃をもって受け止めております。

半島という地理的、地形的な特殊性を背景とした被害もありますが、本市の地震対策

に生かしていかなければならないものも多いと認識していることから、今後、国・県からの情報等を基にしっかりと研究していく必要があると考えております。

市の地震対策につきましては、自らの命は自らが守るという観点に立って、津波からの避難をはじめ、家具固定の徹底や住宅内の安全スペースの確保など、突然襲ってくる地震に対し命を守ることができるよう、広報紙の防災コラムやわが家の防災マニュアルなどで周知しているほか、まちづくり宅配講座などでも町内会に出向き、防災意識の向上に取り組んでいるところであります。

また、毎年、各地域において、持ち回りで総合防災訓練を開催し、関係機関との連携や自主防災組織の災害時の行動などを確認するとともに、総合防災訓練の実施後に研究会を開催し、課題や今後の取組などを検証しております。

冬季の防寒用品につきましては、現在、市では毛布2,837枚、石油ストーブ111台を備蓄しておりますが、1月1日に発生した能登半島地震を受けて、帰省客やイベントなど想定を超えるような避難者にも対応できるよう、防寒用品の数の見直しを含め、備蓄品の再確認をしているところであります。

また、避難所対策では女性にも配慮し、男女別トイレ、女性専用の更衣室を設けるほか、パーティション等を活用するなど、プライバシーの確保に努めることとしております。

今後とも、防災対策を推進するに当たっては、女性の視点もさらに取り入れるなど、男女の違いにも配慮しながら、厳冬期の地震対策に万全を期してまいります。

次に、（２）火災などの複合災害への対策はについてお答えいたします。

能登半島地震では、地割れや倒壊した建物・電柱などによる消防車両の通行障害のほか、断水による使用不能な消火栓が多数発生したため、消火活動に甚大な支障を来しました。

このたびのような輪島市での火災に限らず、本市では、大規模な火災が発生した場合には、いかなる条件下でも可能な限り火災現場へ駆けつけるとともに、地元の消防団員と協力し、市民の避難誘導、消防水利の確保はもとより、火災現場と水利が遠い場合にあってはホースの長距離延長など、あらゆる手だてを講じながら、消火、救助活動に全力で当たることとしております。

また、災害の発生状況を踏まえながら、早期に秋田県広域消防相互応援協定による消防隊の応援要請や緊急消防援助隊の出動要請を行うことにより、相当程度対応することができるものと考えております。

このたびの能登半島地震を教訓とし、甚大な災害が発生した際に抜かりなくしっかりと対応できるよう、日々の訓練や資器材の充実、関係機関との連携強化を図ってまいります。

なお、道路などの損傷で水道管が断水することがあるのかにつきましては、能登半島地震と同規模の地震で著しい道路の隆起、崩落や地割れが発生した場合には、地下にある水道管が損壊し、断水となることが十分想定されますので、消防水利に関しましても、消火栓に頼るだけでなく、防火水槽や河川などの自然水利も活用しながら火災に対応してまいります。

次に、（３）火葬場の想定は万全かについてお答えいたします。

本市の火葬場につきましては、現在4施設で1日最大12件の受入れが可能となっており、いずれの施設も昭和56年に施行された建築基準法に基づく耐震基準を満たしております。

しかしながら、災害により建物や設備に被害が生じ、復旧に期間を要する場合や、犠牲者が多く市内の施設だけでは受け入れることができない場合には、災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定等に基づき、県を通して他市町村の火葬場の利用を要請する計画となっております。

また、市では災害時にあつては、臨時の火葬相談窓口を設置することとしており、火葬場、御遺体の搬送体制等に関する情報を基に、遺族と相談しながら火葬が円滑に取り行われるよう努めてまいります。

次に、2、相続登記の義務化は周知の徹底をについてお答えいたします。

御質問の相続登記の義務化については、所有者が明らかでない土地が生じることのないよう、令和3年の法律改正により規定されたものであり、本年4月から施行されます。

その内容は、相続により不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記申請を行うことを義務づけるものであり、正当な理由がなく申請を怠ったときは10万円以下の過料となることがあるとされております。

相続登記の義務化と固定資産税との関わりといたしましては、相続登記が遅滞なく行われることが納税義務者の円滑な把握につながるものであることから、市においてもその周知を図っていくことは意義のあることと考えております。

御質問の周知、取組については、法改正後、法務局と連携し、ポスターの掲示や窓口でのチラシの設置を行うとともに、広報ゆりほんじょう及び市ホームページで行ってまいりました。

また、税務課窓口においても、納税義務者が死亡した際の必要な手続きをしていただくに当たり、本制度について説明しているほか、令和6年度の固定資産税課税明細書等送付用封筒にもあらましを掲載し、送付する予定としております。

今後とも、こうした取組を継続しながら、周知に努めてまいります。

次に、3、特殊詐欺被害防止にさらなる啓発をについてお答えいたします。

由利本荘警察署管内における特殊詐欺の被害状況につきましては、市では把握しておりませんが、新聞等の報道によりますと、今年度は2月末時点で18件発生し、被害額が約2,500万円とされており、その手口は巧妙化し、被害者は高齢者のみならず幅広い年齢層に及んでおります。

市では、特殊詐欺の被害防止に向け、警察署からの情報を基に、広報ゆりほんじょうやホームページ、市のLINE公式アカウントに特殊詐欺の情報を掲載しているほか、高齢者のみの世帯などへ通話録音装置を貸与する取組を行っているところであります。

また、本年2月には、市防犯協会主催により、警察署、NTT東日本などの協力の下、市民や防犯協会会員を対象とした電話やインターネットによる特殊詐欺被害防止セミナーが開催されたところであります。

市といたしましては、今後も広報やSNS等を活用した注意喚起を定期的に行うとともに、関係機関と連携しながらチラシの配布やポスターの掲示、セミナーの開催など、

様々な方法で啓発に努め、特殊詐欺被害防止に取り組んでまいります。

次に、4、自転車違反の反則金について周知の徹底をについてお答えいたします。

市では、秋田県自転車条例の制定を受け、市交通安全実施計画において、令和4年度以降、自転車の安全で適正な利用の促進を主要な取組の一つに掲げております。

昨年5月、ヘルメットの着用が努力義務化された際には、市内の小・中・高生に対して自転車の安全利用に関するチラシを配布したほか、高齢者と子供のための交通安全と題したまちづくり宅配講座のメニューを設け、自転車の安全利用啓発を行っているところであります。

今後、道路交通法が改正され、16歳以上が交通反則通告制度の対象となった場合においては、県や学校、警察などの関係機関と連携しながら、広報やSNS等を活用した定期的な注意喚起を行い、制度の周知を図ってまいります。

次に、5、県心身障害者コロニーの移転改築は市内を優先すべきについてお答えいたします。

西目地域の秋田県心身障害者コロニーは、施設の老朽化等に伴う今後の対応方針について、秋田県を事務局とし、市職員も参加している在り方検討会において、昨年6月より本年1月末まで5回にわたり協議がなされております。

市といたしましては、コロニーの移転改築に当たり、入所者の約4割を占める由利本荘・にかほ圏域の利用者が、今後、慣れ親しんだ地域で生活ができるよう、また、施設職員の約7割が同圏域に在住しているため、遠方への施設移転は影響が大きいことから、昨年11月14日にコロニーの移転先について、西目地域を中心とした由利本荘市内に設置していただけるよう、秋田県知事宛に要望書を提出いたしました。

引き続き、県の検討状況を注視しつつ、在り方検討会での発信はもとより、様々な県との意見交換の機会を捉え、一層の働きかけに努めてまいります。

次に、6、この冬の暖冬少雪の影響はについてお答えいたします。

この冬の例年にはない暖冬少雪の中、春の農作業や水道に必要な水の確保が懸念されておりますが、現時点でため池の貯水量は十分確保されていることから、特段の心配はないものと考えております。

農業用水や水道水は、積雪量のみならず、今後の降水量に大きく影響されますので、気象情報を注視するとともに、関係機関と情報共有を図ってまいります。

市内における2月末現在の積雪量は、気象庁のアメダス本荘観測所と矢島観測所で積雪なしとなっているほか、県の「あきたのみち情報」で公表されているデータでは、東由利老方が積雪なし、鳥海町笹子が40センチメートルとなっております。

また、今年度の除雪委託料は、平年の約63%になっているところではありますが、1か月の稼働時間が20時間に満たない除雪機械も出ており、それに対しては、契約に基づき稼働20時間分との差額を補償費として除雪委託業者に支払っております。

なお、これまで業者が除雪オペレーターを確保できず、受託ができないといった事態は出ておりませんが、市といたしましては、委託業者の対応力に応じた除雪区域設定に係る調整や新規事業者の開拓などを行い、除雪業務に支障が生じることのないように引き続き取り組んでまいります。以上であります。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん、再質問ありませんか。

○4番（佐々木隆一） 1、能登半島地震の教訓から、（1）厳冬期の地震対策の備えはありますが、前に質問された方、いろいろこの点について、微に入り細に入り質問、意見を交換したようでありますので割愛します。

（2）火災などの複合災害への対策はということで質問しましたが、市内も含めていろいろ小路なんかがいっぱいあるわけです。輪島での火災含めた地震では、道路がほとんど使えないというような状況で、様々な方法を駆使すると言っても、移動が困難になってしまうのではないかとということで、もう少し具体的なお答えを期待したのですが、残念ながらありませんでした。もう少し踏み込んだお答えをしていただけませんか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、消防長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 佐藤消防長。

○消防長（佐藤英樹） ただいまの再質問にお答えいたします。

状況がどうなるか、やはり分かりません。今ここでこうやりますというような答えは出せませんので、我々ができる最大限のことをやります。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） いろんな形での消火活動があるようであります。いわゆる可搬式、小さいのを持ち運ぶようなものも含めて、ぜひ、検討をされることだろうと思っておりますので、輪島のような火災、あるいは糸魚川、それから質問の中でも述べましたが、神戸市長田区みたいな状況にならないという保証はありませんので、ぜひとも万全の体制を敷いていただきたいと思います。お答えは要りません。

続いて、火葬場の想定のことです……。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん、項目番号を。

○4番（佐々木隆一） （3）火葬場の想定は万全かということで質問しましたが、お分かりのとおり例の珠洲市では、火葬場そのものがもう損傷して使えないということ、倒壊して使えないということがありました。本市では、確認のためにお聞きしますが、これは、耐震基準を超えた大きな地震に遭遇しても大丈夫だと理解してよろしいですか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、市民生活部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 熊谷市民生活部長。

○市民生活部長（熊谷信幸） ただいまの再質問にお答えいたします。

火葬場の耐震基準につきましては、市長が先ほどお答えしておりますけども、昭和56年の耐震基準に基づいたものであります。こちらに関しましては、震度6強程度の地震で、建物が倒壊、崩壊せずに、人命や財産を守れることという基準になっておりますので、必ずしも頑丈な建物ということではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） ぜひ、今回の能登半島の火災を含めた地震、阪神・淡路のことや東日本大震災のこともあります。準備するというのも変であります。ぜひ、最悪の事態を想定していただきたいと思います。

次に、2、相続登記の義務化は周知の徹底をのことでありますが、秋田市内では法務局と市が、県かな、一緒になって市民に対する講習、講話のような形でやっているという報道もありました。本市では、市長が答弁されたように、いろんな形での広報とか、さまざまな形で周知されているということですが、このような予定はありませんか。いかがでしょう。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 総務部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほどの市長の答弁にもありましたが、まず、講習会みたいな、説明会みたいなものは、今のところ予定しておりません。ただ、窓口チラシを備えつけて周知するとか、あとは、今考えていますのは、令和6年度の固定資産税の通知いたしますが、その封筒に法務局の名前も入るんですけども、こういう制度がありますよということをお知らせしながら、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） これは、いづれどなたも必ず経験した、あるいは経験することです。ありますんで、繰り返しになりますが、ぜひとも、法務局と連携を取って周知の徹底を図っていただきたい。

実際、新聞なんかでも報道ありますが、なかなかまだ分からないという、法制度を知らないという方がいっぱいいらっしゃるようですんで、よろしくお願ひしたいと思っております。お答えは要りません。

3、特殊詐欺被害防止にさらなる啓発をということでの質問を起こしたわけですが、この金額たるや、びっくりするような年々高額になってくるということで、電話での対策というのは、先ほど私も述べましたが、そんなには多くはないと思われます。例の市の広報なんかと一緒に入ってきましたNTTが作成したチラシ、由利本荘警察署と印刷されていましたが、これを実行することによって、かなり浸透していけばいいなという感じがしています。

ただ、SNSに関連しては様々なことが予想されますんで、由利本荘警察署管内でも2,500万円ですか。かなり高額の特種詐欺が横行しているものだと思います。ぜひ、こちらのほうも周知の徹底をお願いするものでありますが、いろいろな形でおやりになっています。さらにこういう形というのは、警察や関係機関と連携を取っておられるということはありませんか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

佐々木隆一議員と多分、思いは一緒だと思いますが、私も特種詐欺については額もおっしゃるとおりでありますし、大変な状況だと思っています。

市民の皆さん、こういった特種詐欺があるというのは、ほとんどの人が認識をしているにもかかわらず、巧妙になってきているということがあつたのか、今まではどちらかというと御高齢の方々が被害を受けるということが非常に多かつたんですが、最近若い方まで被害に遭うといったような報道もあります。高齢者に限らないといったような実

態がありまして、大変心配もしておりますし、何とかしようという思いでいるところがあります。

警察だとか、関係機関とは、いろんな情報共有もしておりますし、私も入った関係の皆さん方との会議という場も設けておりまして、何とかそういったものを防ぐ、ただ、最終的には、御本人がおやつと思ってもらわないことには何ともできないということ、正直あるんですけども、例えば、コンビニの店員が気を利かせてといったようなこともあります。いろんな場面でこの詐欺を防げるように、しっかりと努めていきたいというふうに思っているところでもあります。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） ぜひ、年々高額になって、件数も多くなっていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

続いて、5. 県心身障害者コロニーの移転改築は市内を優先すべきということでのお答えをいただきました。

私も、るるここ五十数年にわたっての流れを、実は現場で知っているもんですから、質問の中で紹介をさせていただきました。答弁にもありましたが、職員の方、西目地域の中、あるいは由利本荘・にかほ圏域にこの機会に住んだという方が、地元の方も当然であります、県内、県外からもいっぱいいらっしゃるわけです。

地域貢献が大きいところでもありますので、実は、私は1回現場に行って、コロニーの担当職員からお話をお聞きした次第であります。ただ、具体的にはまだ、在り方検討会ですか、新聞報道の域は出ていないようなことをお聞きしました。

ぜひとも繰り返しになりますが、西目地域あるいは由利本荘市内に移転改築して下さるように重ねて市長にお願いするものですが、いかがでしょう。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほども答弁しましたが、入所者の4割が由利本荘・にかほ圏域の方々であり、働いている方も7割がこの圏域ということです。そういうこともありまして、佐々木隆一議員のほうがずっとお詳しいでしょうけども、今までいろんなことがあって、今、このようにしてある施設でありますので、去年の秋に知事に行って、しっかりその辺の話もして、ぜひ、お願いをしたいということで話をしております。

私どもの思いについては、県のほうでも一定の御理解をいただけたなとは思っていますが、だからといって、そうなるかどうかというのは分からないし、県としてはまたいろんな視点で、お考えになられることだろうというふうに思います。来年度中にはしっかりと動きが見えるというか、決定になると思っていますので、まずは、私も要望をしっかりと出していますけども、それ以外の場面でも何とか頼むということで、いろんな場面でお話をしていきたいともちろん思っております。

結果については、これはもう結果出るまでちょっと待たざるを得ない状況でありますけども、しっかりとそこは伝えていきたいと思っています。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 佐々木副市長もその付近のことは、大変よく御存じかとは思いますが、県との深いパイプがあるわけでありますから、佐々木副市長にもぜひ、お力添えを

いただきたいと、このことを期待して私の質問を終わります。

○議長（長沼久利） 以上で、4番佐々木隆一さんの一般質問を終了いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

16番吉田朋子さんの発言を許します。16番吉田朋子さん。

【16番（吉田朋子議員）登壇】

○16番（吉田朋子） 高志会の吉田朋子です。議長のお許しを得ましたので、大項目3点について質問させていただきます。

質問に入ります前に、私からも能登半島地震で被災された皆様へ、一言申し述べさせていただきます。このたび、石川県能登半島を震源とする大規模な地震により、お亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。また、被災された多くの方々に謹んでお見舞い申し上げますとともに、1日も早く復旧復興を果たされますようお祈り申し上げます。

本定例会、最後の7番目の一般質問となります。こちらの通告書を提出したのが1番最初だったんですけども、この順番というのは、くじ引きなんです。鉛筆みたいなやつが7本ありまして、それを引いて何番目かを決めるということで、本来であれば、1番目を引きたいなと思って引いたところが7番目になりました。それで、今回一般質問をさせていただくようになりました。昼食後の大変眠い時間帯ですが、どうぞ皆様頑張ってよろしく願いいたします。

先に質問された議員の方々と重複する項目がたくさんありますが、通告どおり質問いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。また、本日3月8日は国際女性デーです。女性に投資を。さらに進展させようが2024年のテーマです。男女共同参画の視点から性別役割意識や社会構造などについての質問ですので、御答弁どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。大項目1、市の防災対策について、中項目（1）冬季の災害備蓄品、女性や乳幼児向けの備蓄品について。

1月31日の秋田魁新報に県地域防災計画では、北由利断層を震源とする地震が冬季の午後6時に発生することを想定し、避難者13万9,000人の3日分を目標に備蓄することになっています。

このうち7割を公助、3割を自助・共助で準備し、公助の3分の1に当たる約3万2,000人分を県と市町村による共同備蓄で賄う計画となっています。

備蓄するのは主食や飲料水、毛布、紙おむつなど19品目で、県と市町村のそれぞれの目標備蓄量が設定されています。アンケートも実施され、由利本荘市での不足している品目はなしとなっておりますが、想定避難者数より多くなった場合、防寒用品が足りないと冬季の課題が見えてきました。

防災や自治体行政に詳しい跡見学園女子大学福祉防災、男鹿市出身の鍵屋一教授は、

高齢者が多いことなどを考慮した場合、現在の備蓄の内容や量、輸送方法が適切なのか見直しも必要だと話しています。

能登半島地震で被災した石川県では、想定以上の被害が出た上、元旦の発生で帰省客らも巻き込まれたため避難者数が膨らみ、備蓄物資が不足するという課題が出てきました。

このたびの地震などの災害時に避難生活を送る女性や妊産婦、乳幼児向けの用品については、全国の自治体で備蓄が進んでいないことが4日、内閣府の調査で分かりました。

2022年末時点での離乳食を備蓄していたのは全市町村の14.3%、妊産婦用の衣類は0.5%で、調査対象20品目のうち16品目で30%を下回ったと2月5日の秋田魁新報に記載されていました。

女性や妊産婦向けの用品では、生理用ナプキンを備蓄している自治体が82.5%に上がる一方で、女性下着は11.9%、防犯ブザー、ホイッスルは6.4%、妊産婦用の衣類と下着はいずれも1%未満でした。

乳幼児用品では、粉または液体ミルクが72.5%だったのに対し、生後半年頃から必要となる離乳食は14.3%にとどまっています。乳幼児が頻繁に取り換える紙おむつは66.9%、お尻ふきは26.1%で備蓄していない自治体も多いみたいですが、本市では冬季の防寒用品を補充することを考えておりますか。また、女性用下着、防犯ブザー、ホイッスル、妊産婦用の衣類と下着。乳幼児用品では離乳食、お尻ふきなどが備蓄品として確保されているのかをお伺いいたします。

次に、大項目1の中項目(2)男女共同参画の視点から見る防災対策についてお伺いいたします。

令和6年2月4日、日曜日、アクアパル多目的ホールにおいて、本荘地域西部地区町内連絡協議会創設40周年記念事業実行委員会主催による市民講演会がありました。男女共同参画、地域力を高める、女性の参画が安心・安全な地域づくりにつながるとの演題で、講師は特定非営利活動法人イコールネット仙台、常務理事、宗片恵美子さんでした。女性の視点、多彩な視点で取り組む防災・減災について、大変貴重なお話を拝聴する機会を得ることができ、この場をお借りして実行委員会の皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、本題に入らせていただきます。2月5日の秋田魁新報には、大規模災害の避難所では女性や妊産婦、乳幼児らが安心して過ごせるようにするための配慮がなおざりになっているとの意見が出ています。

内閣府の調査では、全国の自治体では必要な備蓄が不足し、そもそも防災部署に女性職員がほとんどいない実態が明らかになりました。専門家は、緊急対応は男性の仕事という認識を根本から変え、ニーズを丁寧にくみ取るべきだと指摘しています。女性用の肌着や生理用品がほかの物資と同じように並べられていたため、女性スタッフから誰にでも手に取れる場所に置くのはどうかとの意見が出るまで見落とされていたのです。別の避難所にいた女性は下着の備蓄がなかったため、しばらく紙パンツを使用していましたが、耐え切れず布製のものを頼んだが聞き入れてもらえなかったのです。

避難所には女性スタッフも多いが、トップはやはり男性なので、要望を伝えてもなか

なか実現しないのが現状です。女性が更衣室を設けてほしいと訴えても、運営責任者の男性は段ボールの仕切りがあるので、しゃがめば着替えはできると答えたそうです。なぜこういったことが起きるのか。それは、意思決定の場に女性が少ないからではないでしょうか。このたびの市民講演会でいただいた資料の中に、男女共同参画の視点から見る防災・災害復興対策に関する提言が7項目ありました。

その1項目めの意思決定の場における女性の参画の推進は、6つの必要性のキーポイントが記載されていました。

(1) 復興計画や防災計画を策定する委員会等、防災・災害復興対策に関する意思決定の場には女性委員を3割以上参画できるようにする。(2) 防災計画等の策定段階に、高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児を抱えた母親、外国人など、災害時に困難を抱える状況にある当事者の声が反映されるようにする。(3) 避難所・仮設住宅の運営に女性の参画を進め、責任者としての役割を担うことができるようにする。(4) 女性の持つ専門的知識やネットワーク及び地域レベルで蓄積された知識や経験を活用する。(5) 復興施策及び防災計画を進める各防災担当部局に女性・生活者の視点を反映させるよう、女性の職員を積極的に配置していく。(6) 以上の取組について、実効性のある仕組みづくりを進める。

私は、令和3年3月定例会の一般質問で防災会議に女性の登用を質問いたしました。答弁は、防災会議の委員は現在37名となっており、そのうち女性委員は社会福祉法人理事長、婦人団体の会長、市職員の3名であります。増えていない要因としましては、条例で委員の条件が定められている。なお、市では令和3年度から計画が始まる第4次由利本荘市男女共同参画計画に男女共同参画の視点に立った防災対策の項目を盛り込み、災害への備えや災害発生時の対応並びに復旧・復興についての取組を推進してまいりますとの答弁をいただきました。

第4次男女共同参画計画では、主な指標と目標値、防災会議への女性の登用、令和元年度の実績値2名、令和7年度の目標値3名となっています。目標値は達成されたとお考えでしょうか。条例などを変えて3割以上の女性委員を増やす取組の考える時期に来ていると思います。意思決定の場への女性の登用は、男女共同参画の視点から防災対策を考える上においても重要であると思います。当局のお考えをお伺いいたします。

次に、大項目1、中項目(3)トイレ環境整備の重要性について、小項目①トイレトレーラーの導入についてをお伺いいたします。

大仙市がトイレトレーラーを被災地で使ってもらいたいと伝えたところ、石川県能登町の避難所で活用されました。市のトイレトレーラーはトイレが3つあり、うち1つは車椅子での使用が可能であることをニュース等で知りました。大曲花火大会時のイベント用に準備され使用されていることも承知しています。災害時のトイレ問題で、自治体が自前のトイレトレーラーを持って支援し合う取組が注目されています。国の緊急防災・減災事業債などを活用してトイレトレーラーを購入し、平常時はイベント、災害時には支援に使用することになります。1台約2,000万円くらいですが、自治体負担は3割です。約600万円くらいの購入額となります。

トイレトレーラー派遣の調整役を果たす一般社団法人助けあいジャパンの調べによると、現在、石川県七尾、輪島、珠洲市の3市と、穴水、能登町の2町で約20自治体のト

イレトレラーが稼働しているとのことでした。

災害発生の際に問題化することの1つにトイレ不足があります。東日本大震災や熊本地震などでも断水が長引き、トイレ環境が劣悪な状態になったところがありました。イレトレラーなどを保有して、イベント時に活用したり、災害時に支援する体制を整えることが必要と思います。

能登半島地震では、避難生活におけるトイレの確保と管理が指摘されました。トイレの使用を減らすために、水分や食事を控えることとなり、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生、悪化が見受けられました。

災害関連死を防ぐためにも、衛生的なイレトレラーを導入し、トイレ環境整備の重要性を鑑みて、ほかの自治体と支援の輪を広げてもらえばいいと思います、お伺いするものです。

次に、大項目1、中項目(3)、小項目②多様性に配慮したトイレについてお伺いいたします。

能登半島地震の避難所になっているところは、学校や各種公共施設などが使用されています。第4次由利本荘市男女共同参画計画の防災対策、災害発生時の対応では妊産婦、若年女性、乳幼児、高齢者、外国人、障害者、性的マイノリティなどの多様な立場の人々に配慮した避難運営に努めると取組内容が記載されています。

多くの方が利用する公共施設のトイレでは、男女別は性的少数者、特に出生時の性別と異なる性別を自認するトランスジェンダーの人などからは、使いづらいとの声が上がっています。性的少数者が利用しやすいように、公共トイレの表示を見直す動きがあります。

秋田市が、2022年4月にパートナーシップ制度を導入したことで、多様性に配慮した表示を見直す動きとなりました。秋田市消防本部庁舎の4階にある多機能トイレの表示板には、男性と女性の真ん中に多様性を象徴する虹色の人型のピクトグラム、絵文字とALL GENDERの文字が記載されています。また、表示板には車椅子や妊産婦、子供を抱っこしている人、杖を持っている人などのピクトグラムと、どなたでもご自由にお使いくださいと記した親切的な表示板も並んでいます。

2022年4月に秋田市がパートナーシップ制度を導入したことを受け、多様性に配慮した表示を見直す動きとなってきています。虹色の人型については、市消防本部警防課は性的少数者の方たちを含め、誰でも使え、すぐに分かるようにしたと話しています。

由利本荘市でも障害者用や多機能トイレに、男女共用にプラスした多様性を象徴する虹色のピクトグラム、絵文字を入れた3人並んだ表示板やシールが貼ってあれば、性的マイノリティの方たちも使用しやすくなると思います。

市の公共施設にこのようなピクトグラムを作成し、貼り付けるなどをして、多様性に配慮したトイレ対応を考えてはどうでしょうか。当局のお考えをお伺いいたします。

次に、大項目2、トコジラミ対策についてお伺いいたします。

秋田魁新報やテレビニュース報道などで知ったのですが、トコジラミが全国に被害が拡大していると専門家の指摘がありました。

南京虫の名前で知られる害虫トコジラミに関する相談が2022年度と比べ東京都や大阪府で増加し、2023年度は両都府で過去最多になったことが、害虫駆除業者などで作る協

会への取材で分かりました。

殺虫剤大手への相談も前年比で8倍に達しており、コロナ禍が落ち着き、国内外への旅行者が増えたことが一因とみられるとの見解でした。

トコジラミは、カメムシの仲間で体長約5ミリメートル、ベッドの隙間などに潜み、夜間にはい出て人間を刺し、血を吸います。刺されると発疹や強い痒みが出ます。衣類や所持品に付着したまま自宅に持ち帰り繁殖してしまうのです。

トコジラミは、幕末頃から日本におり一時は国内に蔓延しました。強力な殺虫剤が普及し1970年頃には激減しましたが、2000年頃から殺虫剤に耐性を持つ個体も出現してきました。東京、大阪のペストコントロール協会によりますと、東京の相談件数は306件で、2022年の247件を超えました。大阪は2023年11月末時点で前年の約1.5倍となる307件となりました。全国集計では2022年度が683件で2009年度と比べると約5倍になっています。

東京の殺虫剤大手アース製薬に2023年11月に寄せられた件数は、2022年の同月と比べて約8倍となり、2023年11月下旬には大阪市の大阪メトロの電車内での目撃情報が交流サイト、SNSで広がり、メトロは保有する1,380車両を清掃いたしました。

海外でも騒ぎが広がっていて、韓国では大学入試の試験場で防除作業を実施しました。政府は、2023年11月、合同対策本部を設置し、トコジラミを指す韓国語ピンデとパンデミック、大流行をかけたピンデミックとの造語も生まれました。フランスでも、公共交通機関や空港などでの発生が相次いで報告されています。

日本衛生動物学会会長を務める兵庫医科大学皮膚科学の夏秋優教授によると、被害は都市部だけではなく、全国的に増えていると言っています。教授は「患者は様々な地域にいて、どこが安心とは言えない。全国どこでも起こり得ることだと考えてほしい」と話しています。

本市においても全国で起きていることを鑑みて、トコジラミ対策についての情報を得て予防対策、対処方法を示すときであると思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

次に、大項目3、学校・家庭の課題についての対応は、中項目（1）教育支援センターの役割についてお伺いいたします。

由利本荘市は2023年4月から、児童生徒や保護者、教職員らの包括的な支援を目的に教育研究所、理科教育センター、視聴覚教育センターの3機関を集約し、市文化交流館カダーレ内に、由利本荘市教育支援センターを設置いたしました。

時代に合わせて不登校やいじめといった学校現場や家庭が抱えている多様な課題に対応する相談機関としての機能を強化するとしています。

支援センターの業務の中でも、不登校の児童生徒に向けた学校以外における学びの場での保障を大きな役割として位置づけているとしていますが、特別な支援を必要としたり、不登校傾向にあったりする児童生徒が増加傾向になっています。市としても重要課題として捉えられております。市教育委員会としては、1年間試行錯誤しながら、職員の連携によって生まれる新たな視点も大切に、一人一人に応じた支援をしていきたいとのお話でした。

新型コロナウイルス感染症は5類に移行となりましたが、小中学校では新型コロナウ

イルス、インフルエンザウイルスなどの各種感染症による、学年及び学級閉鎖がたびたび報告されております。感染していない子供たちが通学しないことによる影響や、感染した子供が体調が優れない状態が長く続くことにより不登校になる要因にもなったりはしていないでしょうか。また、コロナ禍での生活環境の変化や学校生活の制限が、交友関係などに影響したことで登校意欲が湧きにくくなった点を文科省は指摘していますがどうでしょうか。コロナ禍の前後での不登校者数の増減は、どのようになっているのかをお尋ねいたします。

また、支援センターで指導したことにより、不登校だった子供が再び学校に行けるようになった例などがありましたら教えてください。そして、教育支援センターとして、学校との情報共有や学校生活の支援にも力を入れていくとしています。現在の教育支援センターの役割についての状況と今後どのような学校生活への支援をしていくのかを教育長にお伺いいたします。

次に、大項目3、中項目(2)学校現場での性教育などについてお伺いいたします。

全国性教育研究大会は1972年に始まり、2023年には第51回全国性教育研究大会が熊本市において開催されました。学校現場では性交をどのように教えるのか。LGBTQ+などの性的少数者への支援など、子供たちを取り巻く性の課題が多様化する中、全国の性教育関係者並びに学校関係者のほか、思春期教育に携わる助産師や医師、LGBTQ+の当事者ら約460人の参加人数でした。

焦点の1つになったのが、性交を取り扱わないなどとした小中学校の学習指導要領の歯止め規定でした。文部科学省の横嶋剛健康教育調査官は講演で、全ての子供に共通して指導すべき事項ではないという趣旨の説明後、子供の発達段階や校内、保護者の理解を得ることなどに配慮した上で、学校の判断で教えることはできると明言し、禁止事項のように読める記述の仕方をめぐっては、改める必要があるという考え方もあるようですと含みを持たせました。

東海大学の小貫大輔教授は、家庭で精子と卵子はどうやって出会うのと聞かれたらどうするなどの繊細な問いを投げかけ、保護者との連携がテーマの分科会においてグループで議論が行われました。地域や家庭ごとに異なる性教育の多彩さに驚きの声もあり、小貫教授は、社会変化に伴い家庭も変わってきています。保護者同士、学校と家庭とで情報交換することでより良い性教育ができるはずと呼びかけました。

大会では、性的少数者の支援もテーマにし、性同一障害の診療と研究に取り組む岡山大学の中塚幹也教授は、講演で体と心の性が一致しないトランスジェンダーが幼少期から違和感を言葉で伝えられず、鬱や自殺願望を抱える場合が多いことをデータで解説し、早期の医療的ケアや、担当医と学校が協力して支援することの重要性を指摘しました。

学校教職員は、LGBTQ当事者はどの学校にもいる可能性があると考えていただき、授業やホームルームなどで子供たちに性の多様性についても指導し、学ぶ機会を設けることが必要と思います。

51回も継続して開催されている、全国性教育研究大会に積極的に参加された学校教職員はいらっしゃるのでしょうか。

学校現場で性教育などについて指導する立場にある学校教職員には、ぜひとも参加し

ていただき、現代の性教育、性的少数者について学んでいただき、指導していくべきと思います。教育長の見解を求めます。

以上、大項目3点について質問を述べさせていただきました。御答弁どうぞよろしくお願いいたします。

【16番（吉田朋子議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、吉田朋子議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、1、市の防災対策についての（1）冬季の災害備蓄品、女性や乳幼児向けの備蓄品についてにお答えいたします。

災害時の備蓄品につきましては、東日本大震災の経験を受けて改正された県の災害想定に基づいて、県との共同備蓄品である食料品や、防寒用品、衛生用品など19品目に加え、本市独自の取組として市民のニーズを踏まえた物資の備蓄に努めているところであります。

冬季の防寒用品につきましては、現在、市では毛布2,837枚、石油ストーブ111台を備蓄しておりますが、1月1日に発生した能登半島地震を受けて、帰省客やイベントなど想定を超えるような避難者にも対応できるよう、防寒用品の数の見直しを含め、備蓄品の再確認をしているところであります。

また、吉田議員御提案の女性用下着、防犯ブザー、ホイッスル、妊産婦用の衣類につきましては、現在、備蓄しておりませんので、今後の研究テーマとして受け止めたいと考えております。

乳幼児用の離乳食、お尻ふきなどにつきましては、主食としておかゆを準備しているほか、紙おむつやお尻ふき、室内テントなどプライバシーにも配慮できるよう備蓄を進めております。

今後とも、災害時の住民ニーズを研究するとともに、他市の取組も参考にしながら、防災対策に万全を期してまいります。

次に、（2）男女共同参画の視点から見る防災対策についてにお答えいたします。

市防災会議につきましては、災害対策基本法の規定に基づき、市の総合的な防災対策である地域防災計画の策定などを目的に設置されており、現在、39名の委員を委嘱し、うち4名が女性委員となっております。

委員の構成につきましては、市の職員、県の職員のほか、防災関係機関、指定公共機関の代表などが大半を占めておりますが、女性委員といたしましては、婦人団体連絡協議会や男女共同参画推進協議会などの代表にもお願いしているところであります。

男女共同参画計画における防災会議での女性の登用につきましては、目標としている3名が確保されている状況にありますが、地域防災の大切な担い手となる女性の視点を生かしていくことが重要であることから、女性防災リーダーの人材育成に努めながら、防災会議への女性委員のさらなる登用についても検討してまいりたいと考えております。

なお、実効性のある防災対策として、様々な御提言をいただきましたが、市といたしましては、多様な視点を取り入れた防災、避難所対策を推進しているところであり、男

女別トイレ、女性専用の更衣室を設けるほか、パーテーション等を活用するなど、プライバシーの確保に努めることとしており、引き続き、様々な意見を取り入れながら、男女の違いに配慮した避難所の良好な生活環境の整備に努めてまいります。

次に、（３）トイレ環境整備の重要性の①トイレトレーラーの導入についてお答えいたします。

トイレトレーラーにつきましては、牽引車により道路を移動することが可能であるほか、給水タンク、汚水タンクを備え、到着後、直ちに使用することができるなど、災害時のみならず、平時のイベントなどの場でも、大きな効果があるものであります。

しかしながら、トイレトレーラーの導入に当たっては、国の財政支援はあるとはいえ、初期経費が多額である上、牽引車を含めた車検費用や耐用年数、稼働日数なども考慮した場合、費用対効果の面からも課題が多いものと考えております。

災害時のトイレの環境整備につきましては、市では、避難所への仮設トイレの設置や携帯トイレの配布なども計画しておりますが、便座に新聞紙やごみ袋をかぶせ、使用後に廃棄する方法なども非常用トイレとして非常に有効であるため、トイレを我慢することにより起こる体調不良が出ないよう防災知識の普及に努め、災害時のトイレ環境の不安解消に努めてまいります。

次に、②多様性に配慮したトイレについてにお答えいたします。

現在、市の公共施設で、性別を問わず誰でも利用できる多機能トイレを有する施設は約150か所あり、国土交通省のバリアフリー設計指針に基づき、ピクトグラム等の表示を行っているところであります。

このうち、福祉分野の部署が配置され、高齢者や障害者など多様な利用者が訪れる鶴舞会館では、令和元年度の大規模改修に合わせて、多機能トイレに虹色の人型ピクトグラムやレインボーマークを導入し、みんなのトイレとして誰でも利用できるようになっております。

一方で、他自治体では、この表示があることで、自分が性的少数者だと知られるのではないかとおそれを感じるなどといったLGBT当事者の意見を受け、レインボーマークの表示を取りやめた事例もあることから、こうしたマークの表示が必ずしも多様性に配慮しているとは言えない状況でもあります。

こうした状況に鑑み、多機能トイレの表示につきましては、今後、国や県、他自治体の動向を踏まえ、多様性に配慮した公共トイレの在り方と併せて調査・研究してまいりたいと考えております。

次に２、トコジラミ対策についてにお答えいたします。

トコジラミは、人やペットの血を吸う害虫であり、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則において、防除の対象とされており、その被害は主に旅館業の施設で生じる傾向があります。

秋田県では、ホームページでトコジラミに関する注意喚起を行っているほか、昨年12月には、県旅館ホテル生活衛生同業組合などの関係機関に対して、トコジラミ対策に関する周知徹底を通知しております。

一方、市ではこれまで、トコジラミに関する相談は受けていないことから、現在、市独自の情報提供や啓発活動は行っておりませんが、国内におけるトコジラミの被害状況

を注視し、県生活衛生課や由利本荘保健所、県ペストコントロール協会といった関係機関と連携して、情報提供などの適切な対応を図ってまいります。

次に、3、学校・家庭の課題についての対応については、教育長からお答えいたします。私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） 吉田朋子議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、3、学校・家庭の課題についての対応はの（1）教育支援センターの役割についてにお答えいたします。

昨年10月に文部科学省が発表した令和4年度全国の小中学校の不登校児童生徒数は29万人を超え、過去最多となりました。市の不登校児童生徒数も増加傾向にあり、コロナ禍前後の令和元年度と令和5年度で比較しますと、特に小学校の不登校児童数の増加の割合が大きくなっております。

また、不登校に陥った要因については、令和元年度では、生活習慣の乱れ等の本人に関わる問題が最も多かったのですが、令和5年度は、無気力・不安が最も多い結果となりました。

コロナによる休校がきっかけとの回答もあり、児童生徒の不登校にコロナ禍による他者との関わりの制限も影響し、学習等に対する意欲の低下や集団での心の不安定につながっていると考えられます。

教育支援センターは、こうした様々な悩みや問題により学校に登校することが困難な児童生徒へ、学習や体験活動の実施等の支援を行っております。加えて、指導員が学校及び家庭を訪問し、関係教職員や保護者と情報を共有したり、教職員が教育支援センターを訪問し、児童生徒の学習などの様子を見学し、現状を把握したりしながら、連携を密にし、一人一人の実態に応じた支援に取り組んでいるところであります。

このように、十分に児童生徒を理解した上で、個に応じた支援を行うことにより、学校の保健室等への別室登校や、自分の学級へ復帰した児童生徒もおります。

今後は、学校や保護者との連携をさらに密にし、一人一人に応じた必要な支援ができるよう、ソーシャルスキルを高める活動や奉仕的活動の充実を図ってまいります。

また、児童生徒及び保護者、学校、関係機関をつなぎ、それぞれの立場や気持ちに配慮した適切な支援に取り組むよう努めてまいります。

次に、（2）学校現場での性教育などについてにお答えいたします。

全国性教育研究大会に市の教職員が参加した実績はございませんが、県内で行われている同様の研修会には、これまで多くの市教職員が参加しております。

今年度、7月に秋田県総合教育センターにおいて実施された「性に関する指導」指導者研修会には、市から5名の教員が参加し、性教育における最近の話題、性の多様性とマイノリティ理解、学校と医療の連携などについて学んでおります。この研修会は毎年開催されており、地区の教員も出席して、校内で情報を共有しながら指導に役立てているところであります。

さらに、性教育に関しましては、市内全小中学校が年度当初に年間計画を作成しており、性に関する教育を、いつ、どのように、どの学習内容と関連させて行うかなどを明

確にしながら教育活動を進めております。

また、教職員対象の性教育に関する研修会だけではなく、児童生徒に実施する性教育講座や教室も実施しております。

具体的には、医師などから直接、性に関する最新の情報や正確な知識を得ることができる性教育講座については、今年度、中学校3校が実施いたしました。

また、健康づくり課主催で行っているこころの健康づくり教室については、今年度、小学校11校、中学校9校が実施し、助産師から、性に関する知識や生命の尊さなどを学ぶ機会となっております。

今後も、教職員の研修会や児童生徒の性教育講座などの内容を学校全体で共有しながら、子供たちの性に関する正しい知識と、互いを尊重し合い、思いやりを持って相手に接する態度を育んでまいります。私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 16番吉田朋子さん、再質問ありませんか。

○16番（吉田朋子） 私が最後の一般質問なので、災害については皆さんと重複してしまって、あまり意見としてはないのですけども、1つだけ、1、市の防災対策についての（1）冬季の災害備蓄品、女性や乳幼児向けの備蓄品についてということなんですけれども、その答弁の中に、私は乳幼児向けの離乳食を準備していますかと聞いているんですけども、なんかおかゆに代えているみたいな感じでした。離乳食とおかゆはちょっと違うんでないでしょうか。

私は、離乳食を備蓄品として置いていた方がいいんじゃないかということで質問したので、そちらの方、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に危機管理監から答弁させます。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

結論から申し上げますと、おかゆが離乳食として代替できるという趣旨で上げております。離乳食は備蓄しておりません。これは女性職員の意見等聞きまして、おかゆが最悪の場合、離乳食としても代替できるということから上げておる状況であります。

○議長（長沼久利） 16番吉田朋子さん。

○16番（吉田朋子） 災害備蓄品の中で、離乳食が少ないということが出ていましたので、私は質問させていただきました。やはり離乳食も置くべきではないでしょうか。お考えよろしく願います。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

まさしく吉田議員のおっしゃるとおりでありますので、離乳食につきましては、ほかの市町村等の状況も確認しながら、今後、備蓄等につきまして検討したいと思います。

○議長（長沼久利） 16番吉田朋子さん。

○16番（吉田朋子） ありがとうございます。やはり離乳食というのは、生後半年頃から必要になるものなので、これは、そんなにいっぱいなくても、少しでもいいので寄せておいた方がいいんでないかと私は思っておりましたので、質問させていただきました。

あとその他は、前の議員の人たちへいろいろと備蓄品のことについて、御答弁いただいたので、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、大項目１の（２）男女共同参画の視点から見る防災対策についてなんですけれども、防災会議は、由利本荘市男女共同参画計画の中で、一応、平成７年度の目標値では３名になっていて、現在は４名ということで、これは達成されたという形ですけれども、これで満足していますでしょうか。御答弁お願いします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 先ほども答弁したことの重複になるかも分かりませんが、総務部長から答弁させます。

○議長（長沼久利） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） お答えいたします。

防災会議のメンバーの話のことですが、今、３９人中の４人ということですが、これもたまたま４人なんです。人事異動の関係で、地域振興局長が女性だから４人ということで、この後、人事異動で代わったりしますと、３人になる場合もありますし、もしかすればほかのところ、例えば、市役所の方も部長級の職員が増えたりすると、女性が増えるかもしれません。そういう流動的なところがありますが、国の計画では３割というのがありますので、今の状況で決して多いとは思っておりません。

○議長（長沼久利） １６番吉田朋子さん。

○１６番（吉田朋子） ありがとうございます。やはり多くはないですね。

まず現在は４名ということで、こちらのほうの計画にのっとっていけば、定数は満たしているということなんですけれども、防災会議の人数は決まっていますけれども、こちらの第４次男女共同参画計画、令和７年度までになっていますので、今度また、防災対策の計画もこれから多分策定されると思いますけれども、そういった策定段階のときに高齢者とか、妊産婦、そして乳幼児を抱える母親だとか、外国人など、それからトランスジェンダーだとかの声が反映されるように、そういった方たちが防災計画を策定する意思決定の場に置くようなお考えはないのでしょうか。

○議長（長沼久利） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） ただいまの御質問にお答えします。

防災計画は、法律で防災会議で策定することになっているんですね。ですので、最終的な決定権は防災会議にあるんですが、ただその前に、内部で検討するに当たっている方々の意見を聞くということはできますし、改正するに当たってはパブリックコメントなども行っております。

あと、防災計画を直すに当たりましては、国のほうからも新しく男女共同参画の部分を取り入れなさいとか、そういったものがたくさん来ておりまして、毎年毎年細かいところは見直ししておりますので、そういった形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（長沼久利） １６番吉田朋子さん。

○１６番（吉田朋子） ありがとうございます。

防災会議、防災計画、そういったもっと下のほうの委員会とか、多分いろいろとこの防災に関することで、今度また計画をつくる段階の上で、私はこういった方たちを入れ

て、いろいろと意見をもらっていただければありがたいなと思ってお話ししたのでした。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、大項目1の中項目(3)、小項目①トイレトレーラーの導入の件なんですけれども、まず無理だとは思って、私もこちらのほうをお話しさせていただいたんですけれども、大曲のトイレトレーラーには車のラッピング、大曲の花火が全面的に出ていました。ああいったのが被災地の方に行って、ちょっと不謹慎な言い方かもしれませんが、花火大会が大曲であるよということで宣伝効果となって、大曲の方に来てくれるような感じになるという、そういった利点もあるのではないかと思います。

本市でもし、トイレトレーラーが購入された場合、ラッピングに鳥海山だとか、ごてんまりだとか、本荘こけし、そういったものをラッピングされて被災地の方に行って、私の提言なんですけれども、そういったふうな感じになればいいなと思っておりますけれども、これは質問になるかどうか分かりませんが……。

○議長（長沼久利） 16番吉田さん、通告外ということでお願いします。

○16番（吉田朋子） 分かりました。失礼いたしました。

じゃ、次に移らせていただきます。大項目1の(3)、②多様性に配慮したトイレについてなんですけれども、私も鶴舞会館では、ちゃんと虹色のやつを確認いたしました。

あと、そのほかには多様性に配慮した多機能トイレのところには、車椅子、そして男女ついたやつが、全部の市の公共施設にはついているものかどうか教えてください。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、企画振興部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 阿部企画振興部長。

○企画振興部長（阿部徹） ただいまの御質問にお答えいたします。

市の施設でそういった多機能を備えているトイレが、先ほど答弁にもありましたけれども約150か所ございますが、それらの全てに先ほど議員がおっしゃったマークがついているという状況では、残念ながらございません。

○議長（長沼久利） 16番吉田朋子さん。

○16番（吉田朋子） 別に虹色はつかなくても、車椅子、そして男女がついたやつが貼ってあれば、普通の人でも身障者でも、誰でも入れるというような感じですので、検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 阿部企画振興部長。

○企画振興部長（阿部徹） ただいまの御質問にお答えいたします。

すみません。私、先ほどの答弁がちょっと言葉足らずだったようなところもありますので、約150か所ある市の多機能トイレにつきましては、男女のマーク、それから車椅子で使えるところには、車椅子が使えるという表示はしているところです。

議員の質問にあったレインボーカラーのマークですとか、そういったものは、まだ鶴舞会館のトイレにしかついていない状況でございますので、それらについては、これから調査、検討してまいりたいと思います。

○議長（長沼久利） 16番吉田朋子さん。

○16番（吉田朋子） すみません。御丁寧な答弁ありがとうございました。

次に、大項目2、トコジラミ対策についてなんですけれども、新型コロナウイルスの

発生時は、海の向こうのことだというような感じでございました。それがあっという間に日本に上陸してきて、コロナが蔓延して、そしてまた3年間、由利本荘市民も多大な被害を受けたというのは、周知の事実だと思います。こういったのが、大分流行してきているよというふうなことがテレビなどでも放送されてきてございました。

そして、なんで今日の折り込みにこういうのが来るのかなと、私もちょっと不思議だったんですけれども、ダニやノミの発生があるとか、害虫駆除の専門のところの業者のチラシとかもありましたので、やはりこれは、市民の皆様にも周知する方がいいのではないかとということで質問させていただきました。いま一度、お考えをよろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 再質問にお答えいたします。

吉田議員が今、大変心配をされておられることを否定するつもりは、当然全くありませんが、今のところ、市に相談がないということもありますし、また、先ほども言ったとおりですが、昨年12月には、県旅館ホテル生活衛生同業組合など関係機関等々で情報共有をしているというような動きもあります。ただ、おっしゃるとおり、私どもも心配をしていないわけではないので、この後、県生活衛生課であったり、由利本荘保健所等々と少し動向を見ながら、情報共有しながら、周知についても検討や研究を、今日明日すぐにやるということは今考えておりませんが、状況を見ながら、対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長（長沼久利） 16番吉田朋子さん。

○16番（吉田朋子） 御丁寧な答弁、ありがとうございます。

次に、大項目3、中項目（1）教育支援センターの役割については、小松浩一議員にきっちりとお話ししてくださいましたので、私も了解いたしました。本当にありがとうございました。

支援センターのこれからの活動とか役割、こんなものをしっかりとやっていただきたいと思います。期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、大項目3、中項目（2）学校現場での性教育などについて、こちらもいろいろと教育長の方からお話を伺いまして、本当にありがとうございました。

包括的性教育というので、性のこと、それから多様性のことについて医師からの教室等設けているということで、ありがたいと思いました。

できれば、この会に一度は行ってみたらどうかなという御提案には、教育長、どのように思いますでしょうか。お願いします。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 吉田朋子議員の再質問にお答えします。

まず最初に、この多様性を持った子供たちに対する対応ということで、学校では、そこを取り巻く先生方、職員等の理解を高めていくということと、もう一つは、周りの友達、そういう子たちの理解を深めていくと、この2点について考えて取り組んでいます。

その研究大会等への出張については、それ自身はいろんな形で情報としては取れるので、必ずしも大会に参加するというだけでなく、そういう中身については、

様々な機会に先生方に提供しながら、その理解を深め、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（長沼久利） 16番吉田朋子さん。

○16番（吉田朋子） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の提案といたしましては、3歳児頃から絵本だとかの読み聞かせとかで、少しずつ教えていけばいいのではないかと考えておりましたので、この絵本なども参考にしたらどうかという事で提案したいと思っております。

本当にいろいろと前の方と大変重複しまして、本当に貴重な御意見等を賜りましてありがとうございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（長沼久利） 以上で、16番吉田朋子さんの一般質問を終了いたします。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

○議長（長沼久利） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、議案第7号から議案第13号まで、議案第15号から議案第46号まで、議案第48号から議案第74号までの計66件を一括議題とし、質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。よって、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（長沼久利） 日程第3、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第75号及び議案第76号の2件を一括上程し、市長の説明を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） 追加提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告として、石川県への職員の災害派遣について御説明申し上げます。

去る1月1日に石川県能登地方で発生した能登半島地震につきましては、幅広い分野で全国の市町村などが復興支援を行っているところであります。

本市もこれまで、新潟市における罹災証明発行に係る家屋被害認定調査及び石川県七尾市、珠洲市における給水車による応急給水活動に職員を派遣し支援してきたところでありますが、このたび、厚生労働省より秋田県を通して、保健師の派遣要請があったことから、今月25日から31日までの間、石川県金沢市に保健師1名を派遣することといたしました。

業務内容といたしましては、金沢市内に開設された避難所において、被災者の健康管理や衛生管理等の業務に当たる予定となっております。

なお、職員の派遣に関連する条例の改正案と、派遣に関し要する経費などを計上した補正予算案を本日、追加提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

今後とも、国などから要請があった場合には、でき得る限りの対応をさせていただき、早期の復旧・復興に向け、支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、追加提出議案について、概要を御説明申し上げます。本日、追加提出いたします案件は、条例関係 1 件、補正予算 1 件の計 2 件であります。

初めに、条例関係についてであります。

議案第75号市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、秋田県人事委員会規則の災害応急作業等手当に係る改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、補正予算についてであります。

議案第76号令和 5 年度一般会計補正予算（第20号）につきましては、農林水産業費で産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、県営農村地域防災減災事業負担金等を追加するほか、価格高騰緊急支援給付金事業など 9 件の繰越明許費を設定いたします。

財源といたしましては、県支出金及び市債を追加するほか、一般財源分を地方消費税交付金で手当てし、補正額として 1 億 2,003 万円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は 530 億 9,211 万 7,000 円となります。

なお、補正予算の概要につきましては、お手元に配付しております補正予算概要を御覧くださいようお願いいたします。

以上が、本日追加提出いたします議案の概要でありますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長（長沼久利） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。この際、本日追加提出されました議案第75号及び議案第76号の 2 件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 0 分 休 憩

午後 2 時 2 0 分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第75号及び議案第76号の 2 件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（長沼久利） 日程第 4、提出議案及び陳情の委員会付託を行います。

議案・陳情委員会付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

○議長（長沼久利） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明 9 日から 18 日までは委員会開催等のため休会、19 日午前 10 時より本会議を再開し、各委員会の審査報告、委員長報告に対する質疑、議案及び陳情についての討論、採決を行います。

また、討論の通告は、３月18日正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段の御配慮をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 ２時 21分 散 会